

第2章 経済的インセンティブの提供等のあり方について

I. 検討の狙いと視点

1. 検討の狙い

過年度の調査検討結果からは、環境 CB は多様化する環境問題・社会問題に対応する上で重要な役割を担うという認識が得られた。環境 CB は、昨今議論が高まっている「新たな公共」の担い手の一つとしてもその活躍が期待される。こうした事業の資金調達を促進するため、本検討を進めるための前提として、下記の認識がある。

➤ 市民による CB に出資される資金の意思を尊重し、出資者が安心して出資できる仕組みを構築することや、CB の成長や社会的価値が実感できる仕組みや理解が深まるための仕組み、またそれに向けた政策的支援が必要である

このことを踏まえ、本 WG では、CB に対する投融資等の資金的支援に対して経済的なインセンティブを付与する方策を検討し、環境 CB に対する投資や融資等を一層拡大していくことを目的として検討を行った。

2. 検討における視点と進め方

本 WG においては下記3点について調査検討を行った。

図表 2-1 検討における視点と実施事項

1. CB に関わる経済的インセンティブの現状整理

CB に関わる経済的インセンティブに関連する地方自治体や国による既存の制度のうち、税制優遇、債務保証、政府による出資・預託等、補助金等の各手法について調査し、CB 事業者を対象にしたもの及び CB の資金支援主体（寄付者、出資者、融資者）を対象にしたものに大別した上で整理した。さらに、環境 CB の支援施策の参考として、中小企業支援策における経済的インセンティブ（エンジェル税制、債務保証、ファンド出資）及び公益法人改革における一般社団法人の新たな資金調達方法について整理した。

2. CB に関わる経済的インセンティブ制度の先進事例の調査

わが国における市民出資・市民金融の発展に向けた制度への示唆を得るため、環境 CB に関わる経済的インセンティブ制度の先進事例として、オランダにおけるグリーンファンド・スキーム（GFS）、アメリカにおけるコミュニティ開発金融機関（CDFI）、アメリカにおける助成財団による事業関連投資（PRI）、及びアメリカ環境保護庁（EPA）における環境事業へのファイナンス支援について調査した。

3. 市民出資・市民金融における経済的インセンティブの提供等のあり方について検討

1 及び 2 の調査結果を踏まえ、経済的インセンティブの提供における基本的考え方として、施策の対象範囲、施策ニーズ、及び考えられる経済的インセンティブを整理した上で、①環境 CB 支援ファンドの創設、②環境 CB への投融資に対する保証制度、③環境 CB への出資に対する税制優遇、及び④その他の施策案について検討した。

II. 検討結果の詳細

1. CBに関わる税制優遇・債務保証等の経済的インセンティブの現状整理

CBに関わる経済的インセンティブ制度には、税制優遇、債務保証、政府による出資・預託等、補助金等の手法が考えられる。また、これらの制度は、CB事業者を対象にしたもの及びCBの資金支援主体（寄付者¹、出資者、融資者）を対象にしたものに大別される（P73 図表 3-17）。

現状では、CB事業者を対象とした経済的インセンティブと比較すると、資金支援主体を対象とした例は少ないといえる。

図表 2-2 CBに関わる経済的インセンティブ

		経済的インセンティブによるメリットを享受する主体		対象となる資金調達（支援）方法
		CB事業者	資金支援主体（寄付、出資、融資）	
手法	1.税制優遇	・各法人制度に基づく課税制度 ・地方自治体によるNPO法人等への地方税減免措置	・NPO法人等への寄付の税控除	寄付 (出資、融資*)
	2.債務保証	・NEDO「新エネルギー利用等債務保証制度」 ・地方自治体によるNPO向け融資債務保証（数例）		融資
	3.出資	・総務省コミュニティ・ファンド形成支援事業	・NPOバンク向け出資（北海道）	出資、融資
	4.預託等	・地方自治体によるNPO等向け低利融資	・NPOバンク向け無利子貸付（長野県）	融資
	5.補助金	・国、地方自治体によるNPO等向け補助金	・NPOバンク向け補助金（札幌市）	出資、融資

*現状では制度は存在しない。

（資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

¹本WGにおいて検討する経済的インセンティブの対象は金融的手法（融資、投資）に限定したが、CBに係る経済的インセンティブの現状としては、寄付に関する制度を捉えておく必要があると考えた。

1.1 CBに関わる経済的インセンティブ

1.1.1 税制優遇

(1) CB事業者を対象とした制度

1) 国税

CB事業者として想定される法人格について、各々の課税制度の概要を 図表 2-3の通りまとめた。公益社団・財団法人は課税対象が公益目的事業以外と限定されていること、みなし寄付金制度（後述）があることが特徴である。また、認定非営利活動法人においては、課税対象は法人税法上の収益事業以外となっており、みなし寄付金制度が適用される他、収益事業に対しても軽減税制が適用されることが特徴である。

<みなし寄付金制度とは>

収益事業に属する資産からその収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなすこと。公益社団・財団法人、認定NPO法人の他、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、及び社会医療法人に適用される（損金算入限度額は 図表 2-4の通り）。

図表 2-3 法人毎の課税制度の概要

適用対象法人の法人税法上の扱い	適用対象法人	課税の概要
普通法人 (法人税法2九)	株式会社等	基本税率 30% (資本金 1 億円以下の場合、課税所得 800 万円以下の部分については 18% ²⁾)
	企業組合	同上
	LLC (合同会社)	同上 (但し、将来的には構成員課税適用の可能性あり ³⁾)
協同組合等等 (法人税法別表第 3 に掲げる法人)	事業協同組合	<ul style="list-style-type: none">基本税率 22% (資本金 1 億円以下の場合、課税所得 800 万円以下は普通法人と同様に 18%)留保所得の特別控除 (留保所得の 32%相当額の損金算入) 等の優遇措置あり
公益法人等 (法人税法 2 六。別表第 2 に掲げる法人)	公益社団・財団法人	<ul style="list-style-type: none">法人税法上の収益事業であっても公益目的事業は非課税。その他の収益事業から生じた所得が課税対象 (税率は普通法人と同様)。みなし寄付金制度あり

² 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 21 日までの間に終了する各事業年度について適用される (従前は 22%)。

³ 平成 17 年参議院法務委員会の会社法に対する付帯決議において、「合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること」の旨の決議がある。

	「非営利性を徹底された法人 ⁴ 」または「共益的活動を目的とする法人 ⁵ 」と判断された場合（非営利型法人）	・ 法人税法により定められた 34 種類の収益事業を行った場合、その収益事業から生じた所得が課税対象（税率は普通法人と同様）。
	非営利型法人以外	・ 「非営利性を徹底された法人」または「共益的活動を目的とする法人」と判断されない場合は、全ての所得が課税対象。
公益法人等とみなされる法人 ⁶	特定非営利活動法人	・ 法人税法により定められた 34 種類の収益事業を行った場合、その収益事業から生じた所得が対象（税率は普通法人と同様）。
	認定特定非営利活動法人	・ 上記収益事業の税率は、収益事業の所得が 800 万円を超えても、一律 22%（800 万円以下は普通法人と同様に 18%） ・ みなし寄付金制度あり
その他	LLP	・ 法人格がないため LLP には法人課税がない。 ・ 組合員に対する構成員課税（パス・スルー課税）が適用される。（LLP の損失は組合員の出資額を限度として所得から控除。）
	人格のない社団等	・ 法人税法により定められた 34 種類の収益事業を行った場合、その収益事業から生じた所得が課税対象（税率は普通法人と同様）。

（資料）国税庁ホームページ⁷、公益法人税務会計研究会（2009）、中田（2009）、中島（2008）を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 2-4 公益社団・財団法人、認定 NPO 法人のみなし寄付制度の損金算入限度額

適法対象法人	損金算入限度額
公益社団・財団法人	下記のいずれか大きい金額（法人税法施行令 73 の 2①） ① 当期の所得金額×50/100 ② 公益法人特別限度額 （公益目的事業実施必要額と公益目的事業への出資額のいずれか小さい金額）
認定 NPO 法人	当期の所得金額×20/100（法人税法施行令 73①三八、租税特別措置法 66 の 11 の 2①）

（資料）中田（2009）を参照し三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

⁴ 非営利性を徹底された法人の 4 要件は次の通り。1. 剰余金の分配を行わない旨を定款で定めていること、2. 解散時の残余財産を公益社団・財団法人等一定の公益的な団体に帰属させる旨を定款で定めていること、3. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること、4. 1.又は 2.の要件にある定款の定め違反した行為を行ったことがないこと

⁵ 共益的活動を目的とする法人の 4 要件は次の通り。1. 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること、2. 会員が負担すべき金銭の額（会費）が定款等に定められていること、3. 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨等が定款において定められていないこと、4. 解散時の残余財産が特定の個人または団体（一定の公益的な団体等）に帰属する旨が定款で定められていないこと、5. 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること、6. 主たる事業として税法で定められた 34 の収益事業を行っていないこと、7. 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと

⁶ 特定非営利活動促進法 46 により、特定非営利活動法人は、法人税法 其他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号 に規定する公益法人等とみなされる。

⁷ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npotebiki/01.htm> (2010.3.31)

2) 地方税

地方自治体においては、NPO 法人への地方税減免措置を講じているケースがみられる。地方税減免措置の現状に関する既存調査の結果は下記の通りである。

図表 2-5 NPO 法人に対する税制優遇

	都道府県 (%)	市区町村 (%)
NPO の税制優遇	22 (78.6)	126 (14.5)
NPO 寄付者の税制優遇	1 (3.6)	10 (1.2)
母数	28 (100.0)	866 (100.0)

(資料) RIETI (2007)

図表 2-6 NPO 法人に対する地方税の減免措置の有無

	都道府県 (%)	市区町村 (%)
ある	47 (100.0)	329 (45.1)
ない	0 (0.0)	380 (52.1)
無回答	0 (0.0)	21 (2.9)
合計	47 (100.0)	730 (100.0)

(資料) シーズ(2003)

図表 2-7 地方税の減免措置があると回答した場合の税目

	都道府県 (%)	市区町村 (%)
法人住民税の均等割	47 (100.0)	315 (43.2)
不動産取得税	17 (36.2)	-
固定資産税・都市計画税	-	55 (7.5)
自動車税	7 (14.9)	-
自動車取得税	16 (34.0)	-
軽自動車税	-	60 (8.2)
その他の税目	2 (4.3)	7 (0.9)
無回答	0 (0.0)	3 (0.4)
母数	47 (100.0)	730 (100.0)

(資料) シーズ(2003)

(2) 資金支援主体を対象とした制度

1) 国税

CBの資金支援主体のうち、出資や融資に関しては税制面での優遇制度はみられない。寄付に関しては、法人税法に基づく特定公益増進法人に対する寄付について、法人の場合は損金算入、個人の場合は所得控除という形で寄付の税制優遇が講じられている。CB事業者として想定される法人格のうち、特定公益増進法人には、公益社団・財団法人、認定NPO法人が該当する⁸。

図表 2-8 公益社団・財団法人及び認定NPO法人の寄付税制の概要

	個人	法人
公益社団・財団法人	<p>特定公益増進法人に対して寄付をした場合には、その寄付額から5,000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除</p> <p>※寄付額は、その個人の所得の40%相当額が限度</p>	<p>特定公益増進法人に対して寄付をした場合には、</p> <p>(所得金額の5.0%+資本金等の0.25%)×1/2を限度として損金算入</p> <p>※平成20年度税制改正において、2.5%から5.0%に拡充</p>
認定特定非営利活動法人	<p>認定NPO法人に対して寄付をした場合にはその寄附額から5,000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除</p> <p>※寄附額は、その個人の所得の40%相当額が限度</p> <p>相続又は遺贈により取得した財産を相続税の申告期限内に認定NPO法人に寄附した場合には、その寄付額を相続又は贈与から控除</p> <p>※寄付をした個人又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除く</p>	<p>認定NPO法人に対して寄附した場合には、</p> <p>(所得金額の5.0%+資本金等の0.25%)×1/2を限度として損金算入</p> <p>※損金算入ができる金額の計算は、特定公益増進法人、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附金と合わせて行う</p>

(資料) 国税庁ホームページ⁹を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

⁸ この他、法人税法施行令77の1に基づき、独立行政法人、地方独立行政法人、自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が該当する。

⁹ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-09> (2010.3.31)

2) 地方税

平成 20 年度税制改正において、個人住民税における寄付優遇が拡充され、都道府県または市区町村が条例により指定した寄付金が寄付優遇措置の対象寄付金となった¹⁰。これにより、下記の寄付優遇が講じられている。

図表 2-9 住民税における寄付優遇措置の概要

以下の金額を個人住民税の額から控除
ア 都道府県が条例で指定した寄付金・・・(寄付金額－5,000 円) ×4%
イ 市区町村が条例で指定した寄付金・・・(寄付金額－5,000 円) ×6%
都道府県及び市区町村から重複されて指定された寄付金は (寄付金額－5,000 円) ×10%
※ 優遇の対象となる寄付額は、その個人の所得の 30%相当が限度。
※ 寄付優遇師弟の適用を受けるためには寄付者が確定申告等を行うことが必要。
※ 条例による指定を受ける際には、寄付者名簿の作成・保存など条例指定した市区町村の事務処理への協力が必要。

(資料) 総務省ホームページ¹¹を参考に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

この他、近年では、地方公共団体に対する寄付の優遇制度を活用して、地方自治体が寄付を集め、地方自治体が各寄付者の指定した NPO 法人等に寄付することで、上記の条例による寄付金の指定を行わなくても、実質上、CB に対する寄付が税制上優遇される仕組みを導入している地方自治体も見られる。

¹⁰ 改正前は、対象寄付金は、住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄付金で総務大臣の承認を受けたもの等に限定されていた。

¹¹ http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/080430_2_kojin.html (2010.3.31)

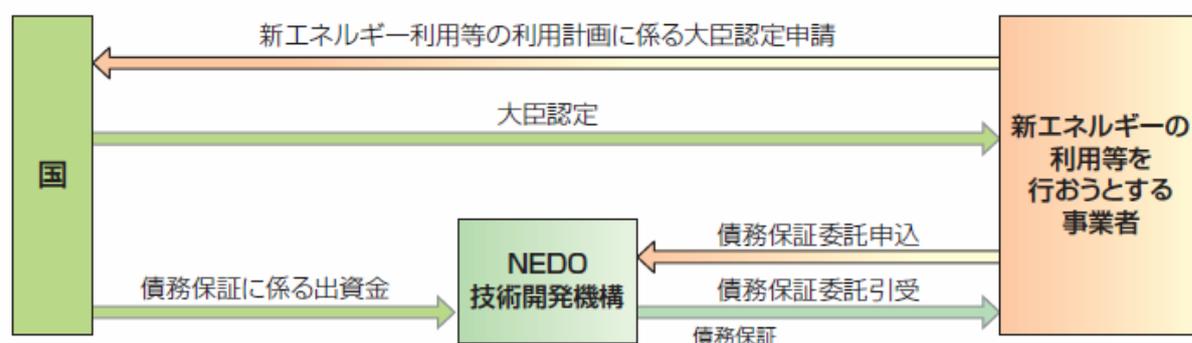
1.1.2 債務保証

債務保証制度とは、事業者の金融機関に対する債務に対して第三者が保証するものであり、事業者側は金融機関からの借入れが行いやすくなり、金融機関側は融資のリスクが軽減されるため、双方がメリットを享受できる仕組みといえる。よって、本項では経済的インセンティブの対象としてのCB事業者と資金支援主体の区分を行わず、CBに係る主な債務保証制度を順に紹介する。

1) NEDO 新エネルギー利用等債務保証制度

新エネルギーの導入促進のため、国が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に対して債務保証に係る出資金を拠出し、NEDOが事業者からの申し込みにより、金融機関からの借入れに対する債務保証を行っている。この制度では、債務保証の決定の前に、事業者は融資機関から融資の審査を受け、融資実行される必要がある。これまでの債務保証の実績は、平成20年度末時点で43件（22事業）128億円、債務保証の履行（代位弁済）はゼロ件であり、基金の取り崩しは無い。尚、事業期間は16年間（平成9年度～平成24年度）である。

図表 2-10 NEDO 新エネルギー利用等債務保証制度の仕組み



(資料) NEDOホームページ 12

12 <http://www.nedo.go.jp/activities/portal/gaiyou/p97043/p97043.html> (2010.3.31)

図表 2-11 NEDO 新エネルギー利用等債務保証制度の概要

委託申込者の要件	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた本邦法人又は本邦人（新エネルギー ¹³ 利用等を行う法人を設立しようとする者を含む）。	
資金使途	①設計費 認定を受けた利用計画の実施に必要な機械装置等の設計費、システム設計費 ②設備費 認定を受けた利用計画の実施に必要な機械装置、制御板、監視装置、配管類、送・配・変電設備等及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）又は据付け、輸送、保管に要する経費 ＊土地の取得及び賃借料は対象外。 ③工事費 認定を受けた利用計画の実施に不可欠な工事に要する経費 ＊建屋は対象外。 ④諸経費 認定を受けた利用計画の実施に直接必要なその他経費（工事負担金・管理費等） ＊運転資金は対象外。	
借入及び保証条件	貸付方式	証書貸付
	借入限度額	当該年度に必要な資金の範囲
	借入利率	貸付金融機関の所定の利率
	借入期間	貸付金融機関との約定
	返済方法	6ヶ月毎の元金均等返済
	保証限度額	基金の15倍以内 ＊一事業又は一社当たりの保証限度額は基金（20億円）の範囲内
	保証範囲	貸付金額の90%
	保証料	保証残高に対し年0.2%
	連帯保証人	2名以上必要。代表権のある取締役は全員。
	担保	機構が必要と認めた場合に徴求
取扱金融機関	機構が取扱対象としている金融機関（約80行）	

（資料）NEDO ホームページを元に三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2) 地方自治体による債務保証制度

地方自治体では、CBが資金調達を行いやすくするために、CBに融資する金融機関を対象に、独自に債務保証制度を導入する事例が見られる。

¹³太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、農業用水等を利用する小規模な水力発電（1,000kW以下に限る）および地熱発電（アンモニア水、ペンタンその他の大気圧における沸点が百度未満の液体を利用する発電に限る）

図表 2-12 地方自治体による CB 向け融資の債務保証制度

自治体	大阪府	神奈川県	東京都
名称	コミュニティビジネス創出支援融資制度	神奈川県コミュニティビジネス支援 NPO 法人融資	NPO 法人向け保証付融資制度
実施期間	2003～2004 年 ¹⁴	2005～2008 年	2007 年～実施中
対象となる CB	NPO 法人	NPO 法人	NPO 法人
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融資限度額	400 万円(無担保)	500 万円	100 万円～1,000 万円
融資期間	7 年以内 (運転資金は 5 年以内)	7 年以内	6ヶ月以上5年以内(1ヶ月単位)
融資利率	1.95%(固定金利)	2.1%以内(固定金利) (信用保証料:年 0.8% ¹⁵)	提携金融機関の定めによる
取扱金融機関	近畿労働金庫	都銀6行、地銀 12 行、信金 13 行、信組3行、中央労働金庫、商工組合中央金庫	5 信用金庫
取り扱い金融機関への損失補償割合	70%(代位弁済率 15%)	95%	保証料の2分の1又は保証料率2%の少ない方の額
融資実績	1,280 万円(2003 年度)	1 億 600 万円(累計)	非公開
融資件数	4 件(2003 年度)	24 件(累計)	
融資枠	1 億円(2003 年度)	—	
損失補償実績	不明	0 件	

(資料) 各地方自治体資料、労働金庫研究所(2004)等を元に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

¹⁴ 2005 年以降も近畿労働金庫への預託という形で CB への融資支援は継続している。

¹⁵ 神奈川県信用保証協会による信用保証

(続き)

自治体	札幌市	川崎市
名称	さっぽろ元気 NPO サポートローン	川崎市コミュニティビジネス支援融資
実施期間	2004年～実施中	2005～2008年 ¹⁶
対象となるCB	市民活動団体(法人格が必要)であり、3年以上の活動実績があること	NPO法人、融資を受ける事業が1事業年度以上経過していること
資金使途	運転・開業資金、設備資金	運転資金、設備資金、つなぎ資金
融資限度額	運転・開業:5,000千円 設備:50,000万円(有担保)	運転・設備:500万円 つなぎ:1,000万円
融資期間	運転・開業:1年以内(無担保)、 3年以内(有担保) 設備:5年以内(無担保)、10年以内(有担保)	運転・設備:5年以内 つなぎ:1年以内
融資利率	2.00%(固定金利)	2.8%以内(固定金利)
取扱金融機関	労金、信金等、17行	中央労働金庫、横浜信用金庫 ¹⁷
取り扱い金融機関への損失補償割合	1年以内の運転資金 5割 その他 8割(2007年度まで9割)	7割
融資実績	1億8,240万円 (2008年度末累計)	1,000万円(累計)
融資件数	46件(2008年度末累計)	1件
融資枠	4億円	—
損失補償実績	2007年、2008年に各1件	0件

(資料) 各地方自治体資料、労働金庫研究所(2004)を元に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

¹⁶ 2009年度は債務保証がなくなったが融資制度は継続されている。

¹⁷ 2009年度からは川崎信用金庫が加わっている。

1.1.3 出資

(1) CB 事業者を対象とした制度

CB 事業者を対象とした出資制度の事例は少なく、現在確認された範囲では、総務省事業に基づき富山県における取り組みがみられる。

1) 総務省によるコミュニティ・ファンド形成支援事業

① 経緯

2003 年、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、全閣僚で構成される地域再生本部（本部長：首相）が設置された。2004 年、地域再生本部は「地域再生推進のためのプログラム」を決定した。この中の「政策金融等の利便性の向上」策として、総務省が打ち出したのが「コミュニティ・ファンド形成支援事業¹⁸」である。

② 支援措置を設ける趣旨

地域住民のニーズにきめ細かく対応するコミュニティ・サービス事業の活性化により、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、地域再生のツールのひとつとして、コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドの形成を支援する。

③ 支援措置の内容

ここでいうコミュニティ・ファンドとは、地方自治体が公益法人などを受け皿としたファンドを設立し、自治体自ら出資または貸付を行うほか、地域の住民や地域金融機関、企業等にも出資を募り、コミュニティ・サービス事業者等への投融資や、地域金融機関等からの借入れに対する債務保証を行うもの。出資に際しては、住民参加型のミニ公募債を募ることも含む。

これらのコミュニティ・ファンドを促進するため、同ファンドに対する出資または貸付のための財源として地方自治体が発行する地方債については、償還利子の 50%が地方交付税に算入する形で、自治体に戻し入れられる措置が取られることになっている。（2004 年 4 月 20 日付総務省通達「コミュニティ・ファンド形成事業等に関わる出資債の取り扱いについて」

④ 自治体における活用事例

2004 年以降、本措置を活用し、コミュニティ・ファンドを創設した地方自治体は、富山県のみとなっている。

尚、2004 年当初は大阪府高槻市（大阪元気コミュニティ創造サポート計画）及び茨城県潮来市

¹⁸ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/saisei_05.pdf (2010.3.31) 2010.3.31
<http://www.chiiki-info.go.jp/measures/detail/326> (2010.3.31)

他3市町村（行方ふるさと圏創生プロジェクト）において、コミュニティ・ファンドの創設が予定されていたが、実際には、創設には至っていない。

図表 2-13 総務省コミュニティ・ファンド形成支援事業の活用事例

自治体	富山県
名称	とやまコミュニティビジネス等活性化計画
実施期間	平成16年から概ね5年間
支援措置を受けようとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県(ファンドの支援形成) ・ 中小企業(ファンドによる支援)
ファンド名	富山県中小企業総合支援ファンド
概要	県から(財)富山県新世紀産業機構へ出資し、ファンドを造成する
規模	2億円(平成16年度当初予算)
機能	<p>ア:知事が認める「とやまを元気にする中小企業(県民に貢献する企業)」に対し、株式取得、社債引き受けによる間接・直接投資。</p> <p>イ:県の地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠の融資を受けるもので、信用保証協会の補償の対象とならないNPO法人等に対する債務保証</p>
これまでの経過	<p>平成16年5月 ファンドの要綱策定</p> <p>平成16年6月 ファンド造成、審査委員会設置</p> <p>以後、債務保証随時受け付け、投資先選定。</p> <p>平成17年3月 地方債発行</p>

(資料) 富山県ホームページ¹⁹より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(2) 資金支援主体を対象とした制度

資金支援主体を対象とした出資の事例は少なく、現在確認された範囲では、北海道において取り組みがみられる。

1) 北海道 「北海道 NPO バンク事業組合」に対する出資（平成14年）

北海道では、平成14年10月の定例道議会において、NPO法人北海道NPOバンクの融資原資の提供を目的として、NPOバンク事業組合への1,500万円の出資を決定、同年12月に出了資した。(北海道NPOバンクでは、NPOバンク事業組合が市民等からの出資を受け、それを原資にNPO法人北海道NPOバンクへ融資、NPO法人北海道NPOバンクがCBへ融資するという仕組みとなっている。)

¹⁹ <http://www.pref.toyama.jp/sections/1002/tokku/H160621nintei/saisei-keishi.honbun.pdf> (2010.3.31)

1.1.4 預託等

(1) CB 事業者を対象とした制度

地方自治体においては、NPO 法人等の CB 事業者に対する低利融資を行う事例がみられる。これらの制度には、市が労働金庫等の金融機関に対して預託するものや、金融機関が設定した利子に対して市が利子補給を行うものが含まれる。

図表 2-14 地方自治体による NPO 向け融資の事例（平成 20 年実施分）

自治体名	制度名	対象	用途	限度額	金利(年)
山形県	雇用創出NPO 支援資金融資 ²⁰	県内に事務所を有する NPO 法人	運 転 資 金、設 備 資 金	500 万円	1.95%
栃木県	NPO 活動基盤サポート融資制度 ²¹	県知事が認証している NPO 法人(1 年以上の業歴等、条件あり)	運 転 資 金、事 業 拡 大 資 金	運 転 : 300 万 円、拡 大 : 2,000 万円	運 転 1.7%、拡 大 1.9%
群馬県	NPO 活動支援整備資金融資 ²²	県内に事務所を有する NPO 法人	設備資金	2,000 万円	1.9%以内
長野県	NPO 活動振興資金融資 ²³	県内に事務所を有する NPO 法人	運 転 資 金、設 備 資 金	500 万円	1.50%
富山県	新産業・ベンチャー創出支援資金(地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠) ²⁴	福祉、環境、特産物の加工等、地域に貢献する事業(コミュニティビジネス)を行うもので、有償で行われる等、ビジネス要件を備えている事業者	運 転 資 金、設 備 資 金、	2,000 万円	1.65%
福井県	産業活性化支援資金(コミュニティビジネス支援分) ²⁵	有償で行われ、雇用の対価が支払われるなどビジネス要件を備えており、地域に貢献する事業を行う方	運 転 資 金、設 備 資 金	3,000 万円	1.60% (保証付 1.4%)
兵庫県	NPO 活動応援貸付制度 ²⁶	兵庫県内に主たる事務所を置いており、1年以上継続して活動している NPO 法人又は NPO 法人に準ずる団体	運 転 資 金、設 備 資 金	600 万円	1.75%

²⁰ <http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050001/publicfolder200602131675249472/publicfolder200602216925127823/kyoudoutyousa21.folder/syou-3.pdf> (2010.3.31)

²¹ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/life/npo/npo/youshi.html> (2010.3.31)

²² http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=29415 (2010.3.31)

²³ <http://www.pref.nagano.jp/kikaku/npo/21sesaku.htm> (2010.3.31)

²⁴ <http://www.tonio.or.jp/sougyou/genki.html> (2010.3.31)

²⁵ <http://www.pref.fukui.jp/doc/keieisien/tiikitasukeai.html> (2010.3.31)

²⁶ http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33_000000240.html (2010.3.31)

(続き)

山口県	NPO 法人サポート融資 ²⁷	県内に事務所を有する NPO 法人(県税の滞納がないことなどの要件あり)	運 転 資 金、設 備 資 金	5,000 万円	2.30%
伊達市	中小企業振興資金融資制度 ²⁸	中小企業(公益法人、NPO 法人、有限責任事業組合、有限責任会社等を含む)	特に規定無し	500 万円	2.7%
国立市	中小企業事業資金・緊急事業資金融資 ²⁹	NPO 法人、中小企業、農業者、個人事業主	運 転 資 金、設 備 資 金、開 業 資 金 等	運 転 : 500 万 円、設 備 700 万 円、開 業 700 万 円	1.9 ~ 2.2 % (市 利 子 補 給 1%)
都 板 橋 区	コミュニティビジネス支援融資 ³⁰	NPO 法人、市民活動団体など	運 転 資 金、設 備 資 金	400 万円	利子 5 割 補 給
横浜市	コミュニティビジネス支援融資事業 ³¹	CB 事業者(NPO 法人、社会福祉法人、株式会社、個人事業)	運 転 資 金、設 備 資 金	500 万円	2.90%
広島市	NPO 活動支援融資 ³²	市内に事務所を有する NPO 法人(所轄庁への報告書の提出を怠っていない等の条件あり)	運 転 資 金、設 備 資 金	500 万円	有 担 保 1.7%, 無 担 保 2.1%

(注) 図表 2-12で挙げたもの、CBの事業内容が福祉事業や芸術家支援等に限定されているもの、及び一般の中小企業・ベンチャー企業支援を目的とした融資制度(特にCB支援をうたっていないもの)を除く。

(資料) 各地方自治体資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

²⁷ http://npo.pref.yamaguchi.lg.jp/file/page/000008/000008_f1.pdf (2010.3.31)

²⁸ 北海道信用保証協会の保証付。

<http://www.city.date.hokkaido.jp/keizaikankyou/shoko/n96bln000000i9zj-att/n96bln000000ia1j.pdf>

²⁹ http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/toshi/05toshi/0505/050502_syokou/050502_yuushi.html (2010.3.31)

³⁰ <http://www.ita-vc.or.jp/josei/index.php#357> (2010.3.31)

³¹ (財)横浜産業振興公社への補助金を通じて事業者の事業計画作成支援及び融資後の経営支援を行うもの。

<http://www.idec.or.jp/cb/yusi.php4> (2010.3.31)

³² <http://www.a-net.shimin.city.hiroshima.jp/www/contents/1093420790950/index.html> (2010.3.31)

(2) 資金支援主体を対象とした制度

資金支援主体を対象とした預託等の事例は少なく、現在確認された範囲では、長野県と県内の市町村において取り組みがみられる。

1) 長野県、県内市町村 「NPO夢バンク」に対する無利子貸付

長野県では、平成16年度より、NPOの活動環境整備の一環として、市民がNPOを支える仕組みとして創設されたNPOバンク「NPO夢バンク」に対し、原資の一部として資金の貸付を行なっている。また、県内の12市町村においても、平成19年頃より、同様に原資の一部としての無利子貸付をおこなっている。

<県からNPOバンクへの貸付の概要³³⁾>

相手方：特定非営利活動法人 NPO 夢バンク

貸付金額：1,000万円（無利子）

貸付期間：平成16年8月26日より5年間

資金使途：長野県内に事務所を置くNPOを対象とする融資事業のための資金

<市町村からNPOバンクへの貸付の状況（平成21年3月31日現在）>

市町村名	貸付額
上田市	33,290,000円
長野市	22,200,000円
松本市	13,900,000円
伊那市	11,100,000円
安曇野市	8,000,000円
佐久市	7,200,000円
駒ヶ根市	3,000,000円
飯田市	3,000,000円
飯島町	3,000,000円
大鹿村	3,000,000円
軽井沢町	3,000,000円
朝日村	3,000,000円
合計	113,690,000円

(資料) 特定非営利活動法人NPO夢バンクホームページ³⁴⁾を元に
三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1.1.5 補助金

(1) CB事業者を対象とした制度

国及び関連団体では、CB事業者を対象とした様々な補助金・助成金制度を有している。環境CBに対する助成を行うための恒久的な基金としては、地球環境基金が挙げられる。

³³⁾ <http://www.pref.nagano.jp/kikaku/npo/yumebank.pdf> (2009.10.22)

³⁴⁾ <http://www.npo-yumebank.org/about/history.html> (2010.3.31)

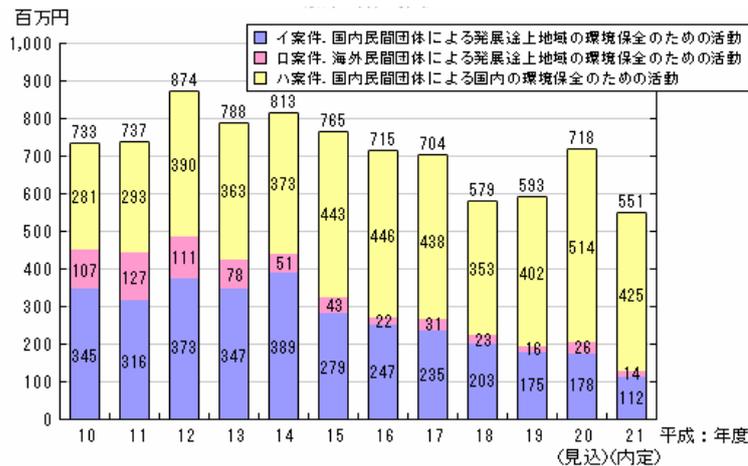
地球環境基金は、平成5年、環境事業団（平成16年より環境再生保全機構）に創設され、国からの出資金と国民・企業等からの寄付により基金を造成し、この運用益と国からの補助金を元に、民間団体の環境保全活動への助成事業及び民間団体のための基盤整備を行うための調査研究・情報提供・研修を行う振興事業を行っている。助成対象団体には、財団法人、社団法人、NPO法人の他、一定の条件を満たす法人格のない団体も含まれる。平成20年度末の基金総額は政府支出94億円、民間寄付金44.5億円、計138.5億円となっており、平成20年度助成件数は205件（うち八国内での環境保全活動153件）、助成金額は7億1800万円となっている。

図表 2-15 地球環境基金のしくみ



(資料) 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ 35

図表 2-16 地球環境基金の助成金額の推移



(資料) 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ

35 <http://www.erca.go.jp/jfge/about/outline/outline02.html> (2010.3.31)

国による補助金制度の他にも、都道府県の半数程度、市区町村の3割程度が独自にNPO法人等に対する補助金を給付する制度を導入している（図表 2-17）。また、地方自治体が公益信託等の形態をとってNPO法人等に助成金を給付する例もみられる。

図表 2-17 CB 事業者を対象とした補助金制度

	都道府県 (%)	市区町村 (%)
補助金	14 (50.0)	235 (27.1)
基金	9 (32.1)	31 (3.6)
母数	28 (100.0)	866 (100)

(資料) RIETI(2007)

(2) 資金支援主体を対象とした制度

資金支援主体を対象とした出資・預託等の事例は少なく、現在確認された範囲では、札幌市において取り組みがみられる。

1) 札幌市 「NPO 法人北海道 NPO バンク」に対する補助金（2003 年）

札幌市では、2003 年 2 月、「NPO 法人北海道 NPO バンク」に融資原資の提供を目的とした「NPO バンク事業組合」への 500 万円の補助を市議会において可決した。前述の北海道からの出資金と併せて、行政からの出資・補助金は計 2,000 万円となる。同団体では、行政からの資金の拠出が信頼性を高め、市民等からの出資の呼び水となるとしている。

1.2 中小企業支援施策における経済的インセンティブ

1.2.1 エンジェル税制

ベンチャー企業の創出・成長に果たすエンジェル投資家の役割の重要性の認識に基づき、我が国では平成9年度よりエンジェル投資を促進するための税制措置（エンジェル税制）が導入されている。本制度は、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、株式投資時点及び株式売却時点のそれぞれにおいて所得税減税を行うものであり、対象となるベンチャー企業は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（第2条第1号）に定義される中小企業³⁶である。

図表 2-18 エンジェル税制の概要

	優遇措置 A	優遇措置 B		
ベンチャー企業へ投資した年に受けられる優遇措置 ³⁷	(ベンチャー企業への投資額－5,000 円)をその年の総所得金額から控除 ※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000 万円のいずれか低い方	ベンチャー企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除 ※控除対象となる投資額の上限はなし		
ベンチャー企業の要件	I 創業(設立)3 年未満の中小企業者であること II 次のイ、ロ要件のいずれかを満たすこと(イ研究開発型は省略)	I 創業(設立)10 年未満の中小企業者であること II 次のイ、ロ要件のいずれかを満たすこと(イ研究開発型は省略)		
	設立経過年数	ロ要件 (ニュービジネス型)	設立経過年数	ロ要件 (ニュービジネス型)
	1 年未満かつ最初の事業年度を見経過	開発者が2 人以上かつ全従業員の10%以上	2 年未満	開発者が2 人以上かつ全従業員の10%以上
	2 年未満	開発者が2 人以上かつ全従業員の10%以上で直前期までの営業キャッシュフローが赤字	2 年以上5 年未満	売上高成長率が25%超
	2 年以上3 年未満	売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュフローが赤字	5 年以上10 年未満	試験研究費(宣伝費、マーケティング費用を含む)が売上高の5%超
減税対象となる個人投資家の要件	III 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6 以上取入れている会社であること IV 大規模法人グループの所有に属さないこと V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと			
	I 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること II 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと			

(資料) 経済産業省ホームページ³⁸を元に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

本税制を利用したエンジェル投資の実績は、19 年度は4 億円弱にとどまっており、株価の高騰を背景として過去最高を記録した17 年度においても25 億円弱に過ぎない。これは、平成20

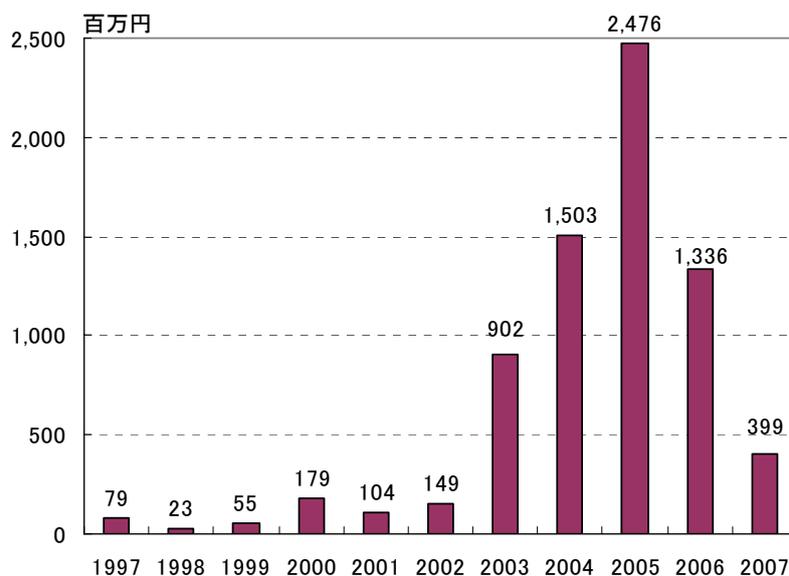
³⁶ 中小企業基本法第2条で定められている中小企業者と同様の定義。

³⁷ この他、未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置（売却損失が発生した場合）がある。これは、未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と相殺できる他、その年に相殺しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と相殺ができるものである。

³⁸ <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/structure/index.html> (2010.3.31)

年度による「所得控除制度（図表 2-18のA）」の導入前は、総所得金額からの控除ではなく、他の株式譲渡益からのエンジェル投資額の控除という措置であったため、これまで株取引を行っていなかった個人投資家は制度の恩恵を受けにくかったという背景がある³⁹。また、我が国のエンジェル税制の課題としては、潜在的な個人投資家に十分周知されていないこと、所得控除の対象が設立3年未満に限定されていること（設立経過年数を増やすべき）等が指摘されている⁴⁰。

図表 2-19 エンジェル税制の利用実績



（資料）経済産業省（2008）、文部科学省科学技術政策研究所（2009年）を元に
三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

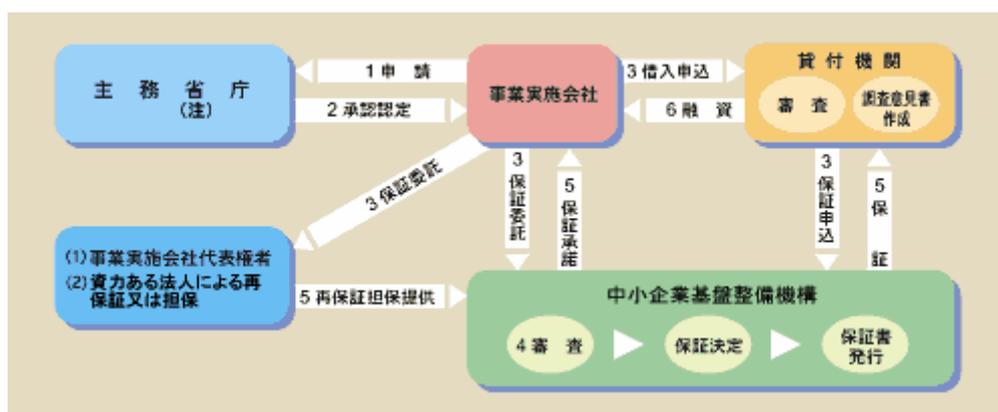
³⁹ 経済産業省「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会最終報告書」2008年4月

⁴⁰ 文部科学省科学技術政策研究所「イノベーションシステムに関する調査 第5部ベンチャー企業環境 報告書」2009年3月

1.2.2 中小企業基盤整備機構による債務保証

中小企業基盤整備機構では、産業活力再生特別措置法（産活法）及び中心市街地活性化法に基づき、債務保証による事業者支援を行っている。債務保証にあたっては同機構が事業計画等を審査する。主な対象資金としては、事業再構築計画等で産活法に基づく主務大臣の認定を受けた事業者が、当該事業の通常の業務を維持するために必要な資金（産活法関連）、中心市街地活性化法認定事業者が認定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金（中心市街地活性化法関連）等がある。

図表 2-20 債務保証の基本的な手続きと契約関係



(資料) 中小企業基盤整備機構ホームページ 41

図表 2-21 債務保証の条件一覧

根拠法	保証限度額	対象資金及び保証期間		保証債務	保証割合
		設備資金	運転資金		
産活法 (事業再構築円滑化等 債務保証)	原則 25 億円	10 年	5 年	借入・社債	原則 50% (上限 70%)
産活法 (事業再生円滑化債務 保証)	5 億円	—	原則 1 年	借入	50%
中心市街地活性化法	原則 17 億円	10 年	5 年	借入・社債	90%

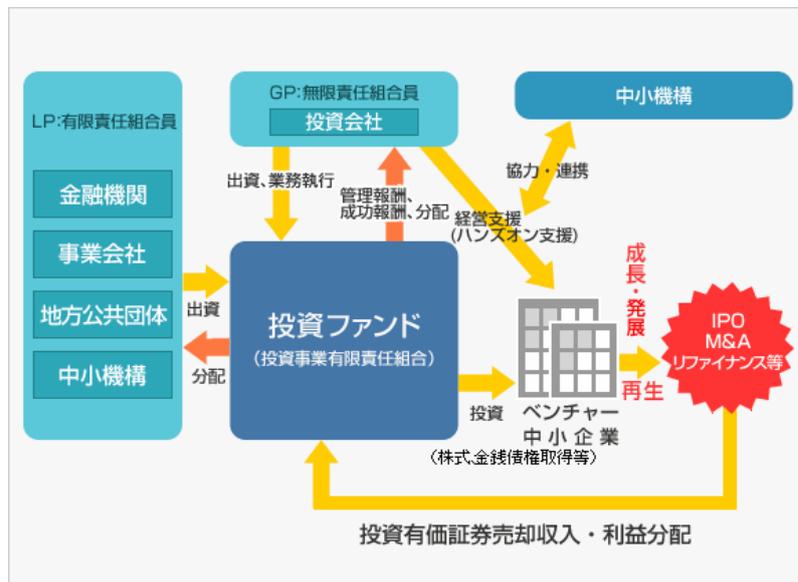
(資料) 中小企業基盤整備機構ホームページを元に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

41 <http://www.smrj.go.jp/keiei/saimu/000483.html> (2010.3.31)

(1) 中小企業基盤整備機構によるファンド出資

中小企業基盤整備機構では、投資事業有限責任組合（投資ファンド）への出資を通じ、中小企業やベンチャー企業の資金調達を支援している。投資ファンドは、民間の投資会社、地域金融機関、事業会社等とともに組成し、中小企業基盤整備機構は有限責任組合員として、ファンドの総額の一部（1/2 を上限とするケースが多い）を出資する。個別企業への投資は各ファンドを運営する投資会社等が行っており、中小企業基盤整備機構は、この投資ファンドに出資する他、再生計画策定支援、ファンド運営会社等と連携した経営面のハンズオン支援等を行う。また、中小企業基盤整備機構では、各投資会社がファンドの目的に適った投資先を選定しているかという視点でのガバナンスを効かせることにより、各ファンドへの公的支援の妥当性を維持している。

図表 2-22 中小企業基盤整備機構によるファンドの仕組み



(資料) 中小企業基盤整備機構ホームページ 42

現在、中小企業基盤整備機構が出資するファンドは下記の通りである。

図表 2-23 中小企業基盤整備機構の出資するファンドの種類

名称	概要
「ベンチャーファンド」	アーリーステージにあるベンチャー企業を支援
「がんばれ！中小企業ファンド」	既存の中小企業の新事業展開・第二創業を支援
「地域中小企業応援ファンド（チャレンジ企業応援型）」	地域資源を活用した中小企業の新事業展開を支援
「がんばれ！中小企業ファンド（事業継続ファンド）」	後継者問題を抱える中小企業を支援
「中小企業再生ファンド」	再生に取り組む中小企業を支援

(資料) 中小企業基盤整備機構ホームページを元に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

42 <http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/index.html> (2010.3.31)

1.3 (参考) 公益法人制度改革における一般社団法人の新たな資金調達方法について

平成 16 年に「公益法人制度改革の基本的枠組み」が閣議決定され、平成 18 年には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以後、一般法人法）、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律を含む関連 3 法が制定、平成 20 年 12 月より施行されている。これにより、これまで主務官庁の設立許可が求められていた公益法人については、法人法の要件を満たせば登記のみで一般社団・財団法人の設立が可能となり、認定法に基づき公益認定を受けた法人が公益社団・財団法人となることとなった。

一般法人法第 131 条では、一般社団法人は基金の募集を行うことが可能となった。ここでいう基金とは、「一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務を負うもの」とされる。また、同第 143 条により、基金の返還に係る債権には利息を付することができない。

つまり、この制度により、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達することが可能となる。本制度は、施行後間もないため、実際にこのような形で新たに資金調達を行った事例について取りまとめることはできないが、今後の CB の新たな資金調達方法として注目される。

2. CBに関わる経済的インセンティブの先進事例

2.1 オランダにおけるグリーンファンド・スキーム (GFS)

2.1.1 グリーンファンド・スキームとは

金融機関の設立するグリーンバンクが個人からの預金・投資を集め、政府から認定されたグリーンプロジェクトに対して低利融資や投資を行う。預金者・出資者には税制優遇措置を講じるもの。

2.1.2 背景

グリーンファンド・スキームの制度は、ヨーロッパの代表的なソーシャルバンクのひとつであるトリオドス銀行 (Triodos Bank、本社オランダ) の自主的な取り組みを契機として誕生した制度である。トリオドス銀行は 1990 年、有機農業に関するグリーンファンドを立ち上げた。このファンドは当時未開拓であった有機農業の拡大を目指すもので、投資家を集め資金調達を行い、積極的に農業用地を買収、有機農業を実施したい農業者に対する土地の斡旋を行っていた。また、その後風力発電事業を対象とするファンドとグリーン・インベストメントファンドを立ち上げた。

1998 年、トリオドス銀行ではこれら 3 つのファンドを「Triodos Green Fund」として一括すると共に政府に対して税制優遇制度を求め働きかけを行った。国内では当時の政権与党を中心に環境事業への投資に対する税制優遇を進める議論が盛んになり、グリーンファンド・スキームが誕生した。

2.1.3 グリーンファンド・スキームにおける支援施策

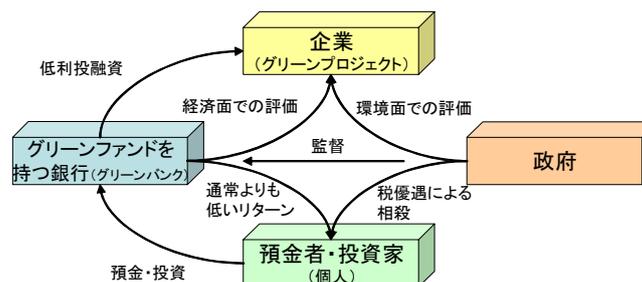
(1) グリーンバンクの設立

グリーンファンド・スキームでは、スキームに参加する金融機関が「グリーンバンク」と呼ばれる子会社を設立する。グリーンバンクは銀行免許を持つ独立した法人であり、金融機関としての健全性について、オランダ中央銀行からの監督を受けている。

グリーンバンクは、投資家・預金者から集めた資金の 70%以上をグリーンプロジェクトに融資することが義務付けられている。この環境事業への投融資割合に関する規制は、住宅・国土計画・環境省により監督が行われており、各金融機関は毎年、住宅・国土計画・環境省に実績を報告している。

参加金融機関にとっては、新たな融資先の開拓、新たな預金者・投資家の開拓、さらに自行の環境保全意識の PR ができるといったメリットがあるといえる。

図表 2-24 グリーンファンド・スキームの全体像



(資料) The green funds scheme success story in the making (発行年不明) を参照し、

(2) グリーンプロジェクトの認定

グリーンファンド・スキームで対象となるグリーンプロジェクトの主要分野は、①自然・森林保全活動に関するもの、②有機農業、③環境基準を満たした温室での園芸栽培、④省エネルギー型設備を導入している温室の建設や改修、⑤アグリフィケーションに関する事業、⑥再生可能エネルギー、⑦環境に配慮した住宅建設、⑧自転車専用道路の建設、⑨環境基準以上の自発的な土壌浄化対策である。対象となる事業者には法人格等の縛りはない。

事業者は事業計画書を作成、グリーンバンクに対して投融資を申請する。グリーンバンクは担保の設定を含めて一般の融資と同様の審査を実施する。グリーンバンクが融資可能と判断した場合は、グリーンバンクは住宅・国土計画・環境省に、「グリーン証明書」の交付を申請する。国の外郭団体である認定機関が、申請のあった事業を主に技術的側面から審査し、グリーンプロジェクトと認定、グリーン証明書を交付する。認定されたグリーンプロジェクトには、グリーンバンクによって低利の融資が適用される。

(3) 出資者に対する税制優遇

グリーンバンクは個人からの預金の受入れ及び投資信託の提供を行う。グリーンバンクへの出資を行った個人は、1人あたり年間 53,421 ユーロを限度として、キャピタルゲイン課税（税率 1.2%）が免除される。更に出資に伴う所得については、所得税が 1.3%免除される。

オランダの 64 歳以下の所得税は最低でも 33.6%、最大で 52%⁴³と高いため、所得税に対する優遇による預金者・投資家に対するインセンティブは効果を発揮しているとされる。また、2つ目は、預金や債券の購入といった比較的簡易な仕組みにより、自らの社会貢献意識を表明することができる点も預金者、出資者のメリットとなっている。

2.1.4 投融資の現状

現在、グリーンファンド・スキームに参加している金融機関は 8 機関である。グリーンファンド・スキームには現在 67 億ユーロ（約 8,107 億円）程度の預金・投資が行われており、少なくともこの 70%がグリーンプロジェクトへの投融資にあてられている。

2007 年度のグリーンファンド・スキームを通じた投融資実績としては、温室栽培が 69.7%と最も多く、続いて再生可能エネルギー関連の投融資 16.0%、有機農業 7.1%、環境に配慮した住宅の建設（4.8%）、省エネルギー型温室 1.8%となっている。

⁴³ オランダにおける個人所得税は、4 段階の累進課税である。所得 17,579 ユーロ（約 212 万 7,059 円）以下：税率（64 歳以下）33.60%、（65 歳以上）15.70%、所得 17,579～31,589 ユーロ（約 212 万 7,059 円～約 382 万 2,269 円）：税率（64 歳以下）41.85%（65 歳以上）23.95%、所得 31,589～53,860 ユーロ（約 382 万 2,269 円～約 651 万 7,060 円）：税率 42%、所得 53,860 ユーロ（約 651 万 7,060 円）以上：税率 52%。（日本貿易振興機構調べ、2008 年）

2.2 アメリカにおけるコミュニティ開発金融機関（CDFI）

2.2.1 CDFI とは

コミュニティ開発金融機関（Community Development Financial Institution 以下、CDFI）とは、「地域開発を第一義的目的あるいは使命とする金融サービス機関⁴⁴」であり、社会的事業を行う事業者（ソーシャルビジネス、ソーシャルエンタプライズ等）及び低所得者やマイノリティに対するファイナンスに加え、都市再生等の広範な社会的課題解決に向けた活動に対して、主に資金面からの支援を行っている。

2.2.2 背景

1950年代から60年代にかけて公民権運動が高まると共に、黒人居住者が集住する都市のスラム地帯における融資における差別が問題視され、60年代後半から70年代にかけてこれを是正し地域金融の円滑化を図る目的での立法が整備された。この一環として、1977年には、金融サービスを公平に提供し、金融機関による地域の低所得者や中小企業等への投融資の促進を目的とした地域社会再投資法（Community Reinvestment Act 以下、CRA法）が制定された。

その後、1995年にCRA法の大規模な改正が行われ、CDFIを含む地域開発を主目的とする団体に対する投融資及びサービス提供を地域開発に資する活動（CRA）として位置づけ、金融機関のCRAが査定されるようになった⁴⁵。

2.2.3 政府による支援策

(1) 地域開発金融機関基金の創設

地域開発金融機関基金（Community Development Financial Institution Fund 以下、CDFI基金）とは、アメリカ財務省が管轄する基金で、融資・補助・出資等の形態で、認定された各CDFIに対して資金支援を行っている。

財務省が管轄するCDFI基金への政府の拠出金は、2008年度が9,400万ドル、2010年度が1億700万ドル⁴⁶となっており、ここ数年は増加傾向にある。

CDFI基金によって運営される主なプログラムには、①CDFIプログラム（Community Development Financial Institutions Program 認定CDFIに対して財政的支援と技術的支援を行うもの）、②新市場税金信用システム（New Markets Tax Credits Program）、③金融機関表彰プログラム（Bank Enterprise Awards Program）、④ネイティブアメリカンイニシアティブプログラム（Native American Initiatives Program）の4つがある⁴⁷。

(2) 認定CDFIに対する支援

1994年、Community Development Banking and Financial Institutions Act of 1994が制定され、認

⁴⁴ コミュニティ開発金融機関連合（Coalition of community development financial institutions）による定義

⁴⁵ 金融庁金融研究研修センター専門研究員松田岳「米国の地域コミュニティ金融」
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/~jsme/kinyu/pdf/04s/04s114-matsuda.pdf>（2010.3.31）

⁴⁶ <http://www.cdfifund.gov/docs/2010/cdfi/Performance-and-Accountability-Report-FY-2009.pdf>（2020.3.31）

⁴⁷ Community Development Financial Institutions Fund <http://www.cdfifund.gov/>（2010.3.31）

定 CDFI に対する財政的支援が適用されることとなった。この制度は、CDFI 基金に基づく CDFI プログラムとして運用されており、CDFI からの申請に基づいて、財政的支援（1 機関につき最大 200 万ドル）と技術的支援（1 機関につき最大 100 万ドル）が提供される。2009 年 10 月現在、62 の CDFI に対し、総額 5,271 万ドルの支援が行われている。

(3) CDFI への出資に対する税制優遇措置

個人投資家・機関投資家が地域開発事業に対して出資した場合、CDFI 基金による「新市場税金信用システム」により、減税を受けることができる⁴⁸。この制度は、2000 年より開始されたもので、CDFI 基金が認定した地域開発事業者（Community Development Entities 以下、CDEs）に対して投資を行った場合、一定金額の税額控除を認める制度である。CDEs とは、低所得のコミュニティに対して社会的投資を行う組織を指し、認定 CDFI は自動的に CDEs と見なされる。

控除の割合は年度によって異なり、初年度から 3 年目までが投資額の 5%、4 年目から 7 年目までが 6% とされており、7 年間で合計 39% が控除されることになる。本制度により、2009 年 12 月までに 396 件、合計 210 億ドルの税控除が行われている⁴⁹。

(4) 金融機関に対する表彰及び補助金

CDFI 基金により運営される金融機関表彰プログラムでは、CDFI を含むコミュニティの経済的發展やコミュニティへの金融サービスを進める一般の金融機関を表彰し、賞金を給付している。2009 年には 55 の金融機関が表彰され、賞金総額は 2,200 万ドルとなっている⁵⁰。

2.2.4 CDFI による投融資の現状

ローンファンドの全国組織 Opportunity Finance Network によれば、2009 年現在、約 1,250 の CDFI があると推計されている⁵¹。このうち、CDFI 基金により認定された認定 CDFI は、2010 年 2 月末現在 854（銀行 65、クレジットユニオン 168、銀行持株会社 30、ローンファンド 566、ベンチャーファンド 25⁵²）となっている。

Opportunity Finance Network が行った 2006 年の調査では、調査対象 505 の CDFI の資金規模は 230 億ドル、融資対象者はマイノリティ、女性、低所得者が主となっており、コミュニティサービス（福祉施設、アドボカシー活動、文化施設等）を提供する NPO への融資は金額ベースで全体の 3%、件数ベースで 1% となっている⁵³。

⁴⁸ <http://nmtccoalition.org/new-markets-tax-credit> (2010.3.31)

⁴⁹ http://www.cdfifund.gov/what_we_do/programs_id.asp?programID=5 (2010.3.31)

⁵⁰ http://www.cdfifund.gov/news_events/CDFI-2009-42-Bank-Enterprise-Award-Program-Releases-Awards.asp (2010.3.31)

⁵¹ http://www.opportunityfinance.net/industry/industry_main.aspx?id=234 (2010.3.31)

⁵² <http://www.cdfifund.gov/docs/certification/cdfi/CDFIbyOrgType.pdf> (2010.3.31)

⁵³ http://opportunityfinance.net/store/trackURL.asp?Doc=cdp_fy2006.pdf (2009.12.04)

2.3 アメリカにおける助成財団による事業関連投資（PRI）

2.3.1 PRI（program related investment）とは

財団などが助成金を交付する、あるいは自ら行う社会開発プログラムなどに関連して、営利組織などに対して行う投資。たとえば都市スラムの解消プログラムを行う際に、非営利組織に対して教育訓練などの事業に助成する一方、地域の雇用創出や経済力向上のために、その地域にミニ・ショップやスーパーを設立運営する会社に出資するといった事例がある⁵⁴。

財団にとってPRIのメリットは、社会的目的のために繰り返し資金を提供できること、助成金の規模を超える大規模な事業に対しても支援が可能となること、PRIを契機として他の金融機関等からの資金提供に拡大する可能性があること等があげられる。また、事業者側は、出資を受けられることにより規模の大きい事業を実現できること、助成財団との長期的な協力関係を築くことができること等があげられる⁵⁵。

2.3.2 背景

アメリカにおける助成財団は、総数 75,000 以上、2008 年の資産総額は 5,331 億ドル、助成金として支出された合計額は 456 億ドルとなっており、近年、財団数、資産総額、助成金額は共に増加傾向にある⁵⁶。

アメリカの財団の多くは、1960 年代頃までの経済成長により巨額の富を築いた実業家により創設されたものである。これらの財団の税制面における財団の適正な運用を促すため、1969 年の Tax reform Act によって、財団による PRI を認めた上で、財団によるセルフディーリングの禁止、資産運用収入に対する 5% の課税、資産運用収入額と同額以上を助成金として支出することの義務づけ等が規定された。1977 年の改正では、この規制が緩和され、資産運用収入の税率が 2% に引き下げられた。さらに、1986 年の改正により、コミュニティ投資への税制優遇が図られ、これらの規制緩和及び税制優遇が財団による PRI の促進につながっていった。

また、米国の一部の州では、2008 年以降、慈善的もしくは教育的な目的を持ち利益の創出を第一義的目的としない新たな法人格として、L3C（Low-profit LLC）という法人制度を導入する動きが見られる。PRI を行う財団にとっては、通常の営利法人と区分された新たな L3C 制度によって、PRI の対象組織体を特定しやすくなるため、この制度による PRI の促進が期待される。

2.3.3 財団における PRI の現状

Foundation Center によれば、PRI は、数千ある助成財団のうちごく一部の財団による取り組みであり、PRI を行っている財団の中で毎年投資を行っているのは 3 分の 1 程度とされる。また、PRI は、既存の助成事業への補完的要素が強く、返済見込みのある場合に限られることが多いと

⁵⁴ 笹川平和財団「NPO 小事典」 http://www.spf.org/publication/detail_2801.html (2010.3.31)

⁵⁵ Ford Foundation, 1997 “Answers to Some Frequently Asked Questions about PRIs”
<http://www.tgci.com/magazine/Answers%20to%20Some%20Frequently%20Asked%20Questions%20About%20PRIs.pdf>
(2009.12.04)

⁵⁶ Foundation Center, 2009 ‘Highlights of Foundation Yearbook’
http://foundationcenter.org/gainknowledge/research/pdf/fy2009_highlights.pdf (2010.3.31)

されている⁵⁷。

2.3.4 事例：フォード財団における資産運用

アメリカにおける最大の助成財団のひとつであるフォード財団では、世界中で、年間約 2000 件の助成を行っており、2008 年の助成総額は 5 億 5,226 ドル、平均助成金額は 1 件あたり約 28 万ドルとなっている⁵⁸。

フォード財団は、1960 年代後半に市民団体からの支援要請に応じる中で、社会的ミッションを達成する上で助成以外の手法の有効性を認識し、1968 年に PRI という新たな資金支援の方法を開発した。フォード財団による PRI の形態は、直接貸付、株式投資、債務保証の 3 通りである。対象となる事業者はアメリカ国内に加え発展途上国の事業者も対象であり、利率や期間はケース毎の交渉により決まる。PRI による投資額は年間 2,000 万ドル、投資残高はフォード財団の総資産額の約 2% 程度となっている⁵⁹。下記は近年の PRI の実績である。

図表 2-25 フォード財団による PRI の現状

	2008 年 (1,000 ドル)	2007 年 (1,000 ドル)
期初の投資残高	142,311	132,163
期中の活動		
－投資	23,348	26,184
－元金返済	(14,078)	(14,671)
－評価損	(1,943)	(1,365)
期末の投資残高	149,638	142,311
投資予定額	30,668	23,717
投資額合計	180,306	166,028
貸倒引当金	23,671	23,826
プログラムの開発・維持費用	3,417	3,039
投資収益	1,360	1,274

(資料) フォード財団 (2009) を元に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成⁶⁰

⁵⁷ Foundation Center ‘What is a program-related investment?’ <http://foundationcenter.org/getstarted/faqs/html/pri.html> (2010.3.31)

⁵⁸ <http://www.fordfound.org/grants> (2010.3.31)

⁵⁹ Ford Foundation, 1991 ‘Investing for social gain: reflections on two decades of program related investments’ http://www.fordfound.org/pdfs/grants/Investing_For_Social_Gain.pdf (2010.3.31)

⁶⁰ Ford Foundation, 2009 ‘2008 Annual Report’ http://www.fordfound.org/pdfs/ar08/FF_AR08.pdf (2010.3.31)

2.4 アメリカ環境庁（EPA）における環境事業へのファイナンス支援

2.4.1 Center for Environmental Finance について

環境保全のための資金を、地方自治体及び民間事業者との協力関係構築により、より低価格化し、投資を促進し、能力開発につなげることを目的として、EPA内に Center for Environmental Financeが設置されている。この取り組みの一つとして、同センターでは、州及び市町村レベルの環境事業に対して様々な資金調達手法紹介する環境ファイナンス情報ネットワーク（The Environmental Financing Information Network）を構築している⁶¹。

2.4.2 環境に関するファイナンス手法の情報発信

環境ファイナンス情報ネットワークの成果の一つとして、EPA ではファイナンス手法に関するガイドブック Guidebook of Financial Tools: Paying for Environmental Systems を発行している。その中で、中小事業者及び環境製品・サービス産業（Small Businesses and the Environmental Goods and Services Industry）の資金調達手法として、下記のような手法が紹介されている。

図表 2-26 中小事業者・環境製品・サービス産業向け資金調達手法

- 銀行融資
- リース
- メザニン型資金調達
- 転換社債
- 信用分析
- クレジットカード
- マイクロクレジット
- 売掛金金融（Accounts Receivable Financing）
- 契約履行補償（Surety Bonds）
- 生活共同組合銀行
- 信用金庫全国協会：地域開発リボルビング式貸付資金
- 財団：事業関連投資（Program-Related Investments）
- 米国輸出入銀行：環境輸出プログラム
- 農業農村開発省：中間再貸付プログラム（Intermediary Relending Program）
- 中小企業局：各種融資プログラム
- 地域再投資法（CRA）
- 財務省：CDFI 基金

（資料）EPA（2008）を参照し三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成⁶²

⁶¹ <http://www.epa.gov/efinpage/index.htm>（2010.3.31）

⁶² <http://www.epa.gov/efinpage/publications/GFT2008.pdf>（2010.3.31）

3. 市民出資・市民金融における経済的インセンティブの提供等のあり方

3.1 経済的インセンティブの提供における基本的考え方

3.1.1 施策の対象範囲

現状では、CBの資金ニーズは数10万円から数10億円規模まで多様であると考えられ、こうした資金ニーズを満たすための資金調達方法も多岐にわたる（図表2-27）。

図表 2-27 CBの資金ニーズの規模と資金調達方法

資金規模	主な資金用途	資金調達方法	
		直接金融型	間接金融型 (支援主体)
数10億円			
1～10億円	設備建設費 (自然エネルギー施設等)	株式による調達	大手金融機関、 機関投資家
数千万円	開業・事業拡大資金	匿名組合契約	地方自治体 地方銀行
数百万円	つなぎ資金 (行政委託費等)	少人数私募債 擬似私募債	信用金庫・ 信用組合 労働金庫
数10万円	運転資金		NPOバンク

注：本図表は検討の対象範囲をイメージするために作成したものであり、資金規模を示す矢印はあくまで目安である。

(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

これらの資金調達における課題について、過年度調査検討の結果を踏まえ、図表 2-28の通り、資金規模別、資金調達方法別、及び主体別に整理した。

図表 2-28 環境 CB の資金調達の課題

資金規模	資金調達方法	資金調達における課題	
		環境 CB の課題	資金支援者の課題
① 1,000 万円以下	<直接金融> 個人出資 私募債	● 擬似私募債の法的位置づけが不明確で活用し難い	● 個人の「想い」による資金協力が多く、客観的な事業性の評価を補う必要がある
	<間接金融> NPO バンク 信金・信組 労働金庫 制度融資	● 事業計画が未成熟であることが多い	● CB への融資の採算性確保が難しい ● 法令に基づく体制整備のためのコストがかかる (NPO バンク等)
	★CB への経営指導、CB の第三者評価、市民金融の経済性の確保の必要性		
② 1,000 万円～1 億円以下	<直接金融> 匿名組合契約 投資事業有限責任組合 株式発行 私募債	● 事業計画が未成熟であることが多い	—
	<間接金融> 地方銀行 信金・信組 労働金庫 制度融資	● 事業計画が未成熟であることが多い ● 当該レベルの資金調達をカバーする金融機関/融資メニューが不足している	● CB への融資の採算性確保が難しい ● 環境 CB の事業性に対する目利きが難しい ● CB に対する情報が不足している
	★CB への経営指導、CB の第三者評価、金融機関の意識啓発・経済性の確保の必要性		
③ 1 億円以上	<直接金融> 匿名組合契約 投資事業有限責任組合 株式発行	● 出資者の開拓が難しい ● 法令に基づく体制整備のためにコストがかかる	(WEB アンケート調査より) ● 一般市民は環境 CB への理解が不足している ● 市民出資の必要性を感じていない一般市民が多い 等
	<間接金融> メガバンク	● 市民出資と銀行借入との組み合わせに対し銀行の理解が得られない	● 市民出資との優先劣後関係によるレピュテーションリスクがある
	★出資者拡大のための仕掛けの必要性		

注：太字は経済的インセンティブ施策による解決が期待されるもの

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3.1.2 考えられる経済的インセンティブ

資金調達への経済的インセンティブについて、図表 2-29の通り、資金規模別、資金調達手法別（直接金融／間接金融）、及び支援対象主体別（環境CB／資金支援者）に整理した。

資金支援の促進策としては、CB 支援ファンドの創設、債務保証制度や利子補給、個人投資の損失を軽減する仕組み、資金支援者に対するエンジェル税制の適用、助成財団の基金の CB への運用先促進等が考えられる。又 CB 事業者の直接的支援としては、事業計画の策定支援等、出資募集等に係る費用への補助、CB の第 3 者評価等の施策が考えられる。

本年度は、これらのうち、環境 CB 支援ファンド、環境 CB への投融資に対する保証制度、環境 CB への投融資に対する税制優遇を中心に具体的な検討を進めた。

図表 2-29 CB の資金ニーズの規模と考えられる経済的インセンティブ

資金規模	資金調達方法	考えられる経済的インセンティブ	
		環境 CB の直接的支援	資金支援者向けの促進策
① 1,000 万円以下	<直接金融> 個人出資 私募債	● CB による情報開示の支援	● 環境 CB への個人投資の損失を軽減する仕組み
	<間接金融> NPO バンク 信金・信組 労働金庫 制度融資	● 事業計画の策定支援等	● 債務保証制度 ● 利子補給
② 1,000 万円～1 億円以下	<直接金融> 匿名組合契約 投資事業有限責任組合 株式発行 私募債	● 出資募集等に係る費用への補助 ● CB の第 3 者評価	● CB 支援ファンドの創設 ● 環境 CB への個人投資の損失を軽減する仕組み ● 税制優遇 ● 助成財団の基金の CB への運用先促進
	<間接金融> 地方銀行 信金・信組 労働金庫 制度融資	● 事業計画の策定支援等	● CB 支援ファンドの創設 ● 債務保証制度 ● 利子補給
③ 1 億円以上	<直接金融> 匿名組合契約 投資事業有限責任組合 株式発行	● 出資募集等に係る費用への補助 ● CB の第 3 者評価	● CB 支援ファンドの創設 ● 環境 CB への個人投資の損失を軽減する仕組み ● 税制優遇 ● 助成財団の基金の CB への運用先促進
	<間接金融> メガバンク	● 事業計画の策定支援等	● CB 支援ファンドの創設 ● 債務保証制度 ● 利子補給

(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

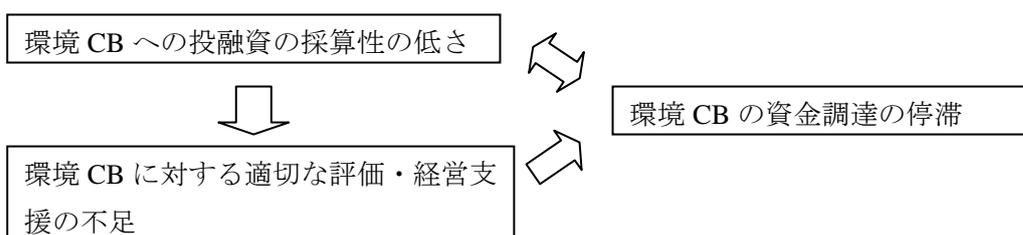
3.2 環境 CB 支援ファンド

3.2.1 施策の必要性

環境 CB への融資や出資は、ビジネスとしての採算性の確保の難しさ、環境 CB の事業性に対する目利きの難しさ等の理由によって、資金ニーズが一定規模以上となると、それに対応できる金融機関又は投融資のメニューが不足しているのが現状である。

さらに、この採算性の低さによって、環境 CB に対する適切な評価や経営支援が提供できていない。こうした構造に対応するため、公的な支援を後ろ盾とした新たな資金循環の仕組みを構築する必要性が伺える。

図表 2-30 環境 CB の資金調達における問題構造



(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3.2.2 概要

環境 CB 支援を目的として国、地方自治体、金融機関等からの資金拠出から成るファンドや基金を創設し、環境 CB 又は環境 CB への投融資を行う機関を対象に支援する。こうしたファンドや基金は、環境 CB の規模や資金用途等に応じて、下記の 2 種類が考えられる

(1) パターン1 投資事業有限責任組合「環境 CB 支援ファンド」

投資事業有限責任組合「環境 CB 支援ファンド (仮称)」を組成し、環境省、地方公共団体、金融機関、NPO バンク等が有限責任組合員として出資する。ファンドの管理運営は無限責任組合員である投資会社が執行する。

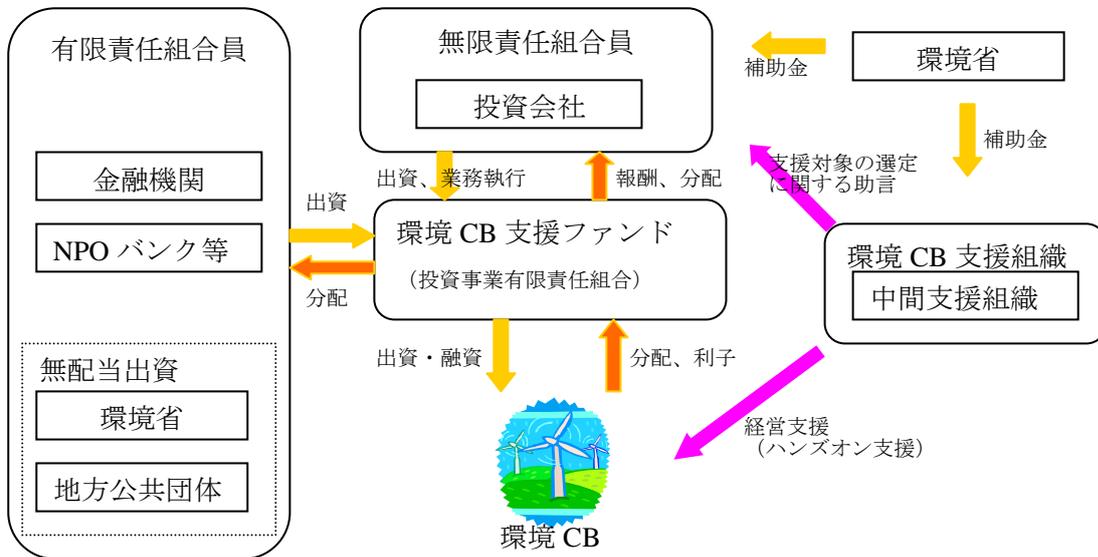
環境 CB 支援ファンドは環境 CB に対し出資又は融資を行う。

支援対象の環境 CB の選定は、環境 CB を支援する民間の中間支援組織の協力を得て、投資会社が行う。また、これらの環境 CB 支援機関は支援対象となった環境 CB に対する経営支援 (ハンズオン支援) を行う。この支援対象の選定及び経営支援にかかるコストは、(ファンドへのリターンによりカバーできれば好ましいが、必ずしもそうとは限らないため) 環境省が補助金の形式で提供する必要があるものと想定される。

このパターンでは、比較的規模の大きい資金額の出融資が可能と考えられることから、環境 CB による設備や建物の建設等を目的とした初期投資や事業拡大期における資金ニーズに対応できるといえる。

尚、環境 CB 支援ファンドへの政府出資は無配当とし、得られた利潤は分配せず、次の投資へと循環させることも考えられる。

図表 2-31 環境 CB 支援ファンドの仕組み (案) (パターン1)



(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

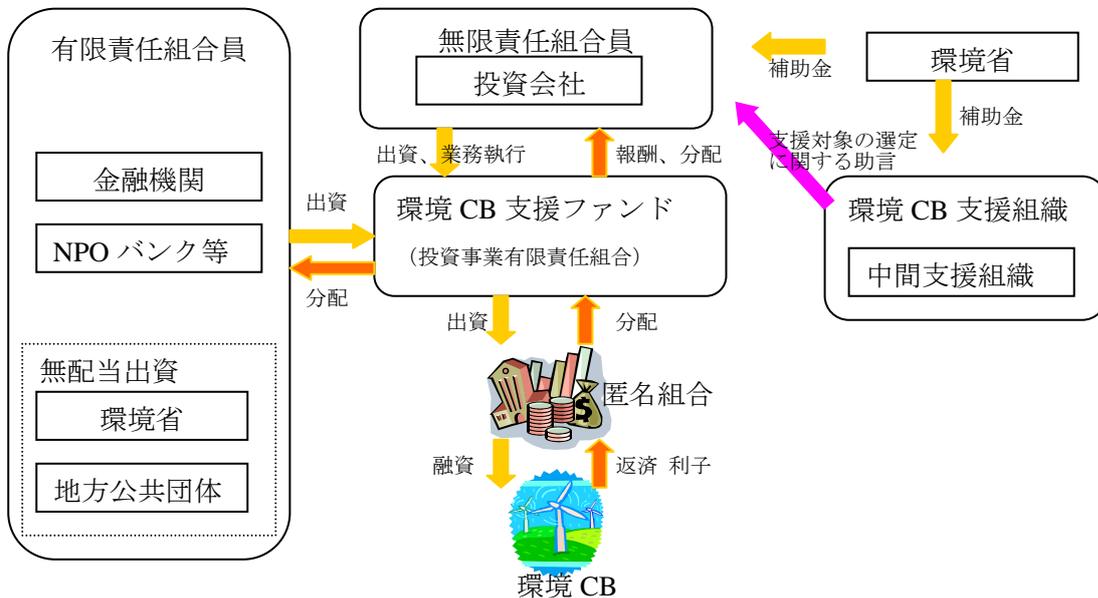
(2) パターン1' 「環境CB支援ファンド」による匿名組合等への出資

パターン1に示した環境CBへの直接的な投融資に加え、環境CBへの融資を行う匿名組合等に対して環境CB支援ファンドからの出資を行う。

このパターンでは、制度上出資金を受けられないNPO法人等が匿名組合を組成し比較的大規模の資金を調達するケースに対応できるものと考えられる。

尚、ここで投資事業有限責任組合から出資を受けた匿名組合は、出資者の公募（50人以上からの出資）を行うことができないため、広く市民出資を集める必要がある場合には、環境CB支援ファンドが匿名組合に代行して出資者の募集を行うことも考えられる。

図表 2-32 環境CB支援ファンドの仕組み（案）（パターン1'）



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

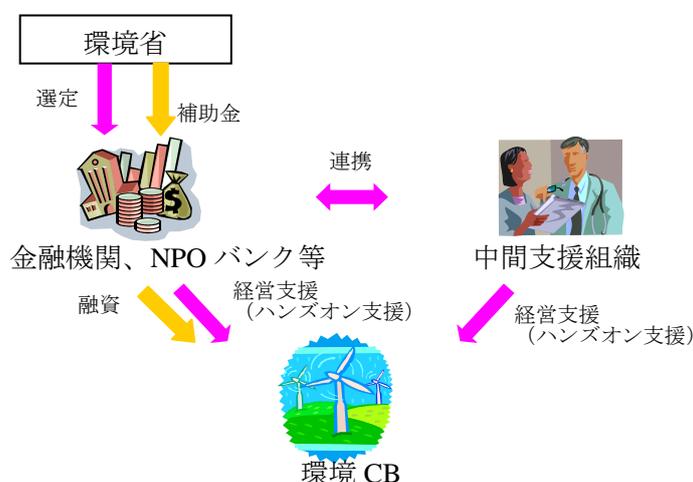
(3) パターン2

環境 CB への投融資等を行う機関を財政的に支援するため、補助金制度を創設する。環境省は、環境 CB への融資を行う金融機関、NPO バンク、匿名組合等を評価・選定し、補助金を交付する。

この補助金は、融資先の審査にかかる追加的費用、又は融資後のフォローアップや経営支援のいずれかの目的で活用することができる。

金融機関等においては、この補助金をもとに地域の環境 CB 育成を目的とした中間支援組織との連携により、環境 CB の資金的・非資金的な支援を実施することが期待される。このパターンでは、比較的規模の小さい資金額の融資にも対応できる金融機関等を選定することにより、環境 CB の運営資金や事業拡大資金等の幅広い資金ニーズに対応できるといえる。

図表 2-33 環境 CB 支援基金の仕組み (案) (パターン2)



(資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3.2.3 想定される効果

(1) 主にメリットを享受する主体

1) パターン1の場合

① 環境 CB

CB 支援ファンドからの直接出資を受けると共に、経営支援を受けることができる。また、支援先として選定されることにより、他の金融機関からの融資や市民出資等の機会拡大にも繋がる。

② 環境省

環境 CB への直接的な補助に比べて、効率的に環境 CB を支援することが出来る。また事業者に対する経営支援を他団体が行うことにより、行政機構では実施し難いより高度で専門的

な経営改善を促すことが出来る。さらには補助金と比べて環境 CB との継続的な関係性が取り結びやすいことから、「補助金・助成金を出して終わり」の関係から、息の長いフォローアップへと変化させることができる。

③ 匿名組合

適格機関投資家である投資事業有限責任組合が出資した場合、匿名組合の組成に伴う法令遵守コストの軽減を図ることが出来る。

また CB 支援ファンドからの出資を受けることで、匿名組合契約によるファンドの知名度・信用力が高まり、市民からの出資の機会拡大にも繋がる。

2) パターン 2 の場合

① 環境 CB

金融機関や NPO バンク等からの融資が受けやすくなることに加え、経営支援を受けることで事業の持続性を高める機会を得ることができる。パターン 1（ファンドからの出資）と比較して柔軟な支援策となることで、環境 CB が調達したいと考える資金需要額が中規模（数千万程度）又は小規模（数百万程度）の場合にも、本スキームによる資金調達が行ない易くなる。

② 金融機関、NPO バンク

環境 CB の場合、一般的には通常の民間企業と比べて事業評価や融資後のフォローアップのコストがかかるというのが一般的な金融機関側の認識であるといえる。しかし本スキームによりこうした追加的費用に対して補助を受ける可能性が広がり、環境 CB を対象とした融資事業により積極的に取り組むことができる。

③ 環境省

パターン 1 と同様。

3.2.4 論点

(1) パターン 1 の場合

1) 支援対象となる環境 CB の選定における考え方

国からの支援を行なう際には、その事業内容が環境保全をはじめとする社会的な観点からみた必要性や効果を有するものか、コミュニティ性の高いものか、といった観点で支援の可否を判断する必要がある。

環境 CB とは、環境保全を目的とする地域に根ざした事業性・収益性のある事業と定義することができるが、これらの事業性・収益性の度合いは様々である。ファンドを維持する上では、一定以上の公益性を満たした上で、事業性・収益性が高く一定の配当を見込める事業

と収益性が低いが高支援ニーズが高い事業とを組み合わせることが妥当であり、バランスの取れた支援対象の選定が必要である。

また、近年コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等に対して、社会性・公益性、あるいは情報公開や市民参加度等といった観点から活動の社会的意義を積極的に認めようという動きが行政・民間ともに見られる。支援対象の選定においては、こうした各種の動きについて十分に留意した上で、適切な主体を選定する制度となるよう、過不足のない検討を行なう必要がある。

2) 資金規模

環境 CB 又は匿名組合への出資の規模、環境省からの出資額、及びファンド総資産額について、環境 CB の現状と成長見込みを踏まえ、適切な規模を検討する必要がある。

3) 出口戦略

中小企業基盤整備機構によるベンチャーファンドであっても、内部収益率（IRR）は0%前後であり、本ファンドの収益確保は難しいと思われる。出資金を多くの環境 CB に再投資し、資金循環させるためには、出資後の出口戦略が必要である。

<考えられる方策>

- ・ ベンチャーファンドのように、株式公開（グリーンシート⁶³等）を狙えるような環境 CB を支援の対象とする
- ・ 出資後の一定年数で株式譲渡する（環境経営・環境ビジネスの先進企業等に譲渡先を開拓する必要あり）

4) 環境 CB 支援ファンドの収益性

環境 CB 支援ファンドは、通常のベンチャーファンドとは異なり、対象とする事業者の株式公開等によってファンドの収益を高めることが容易でない。また、環境 CB 支援ファンドによる支援対象先（投資先）をスクリーニングする基準やプロセスを十分に検討したとしても、やはり一定の割合で出資等に伴う損失が生じる可能性がある。

通常のベンチャーファンド等では一般的に、出資額の2～3%/年程度はファンド運営にかかる管理報酬に充てられるため、残りの資金運用によって少なくとも元本を賄える程度の収益性を維持する必要がある。本ファンドにおいてこのようなキャッシュフローが成り立ちうるか、又はより低コストで運用できる方法があるか等について検討が必要である。

出資者の募集にあたっては、出資者がこのファンドの収益性について誤解を招かないような留意が必要であると共に、このファンドへの出資の社会的意義が適切に理解されるよう配慮する必要がある。

⁶³ グリーンシートは、環境 CB の公募増資を可能とする仕組みとして活用できると考えられる。また、グリーンシートの中にソーシャルカテゴリーを設け、環境 CB が参加しやすい仕組みを創設することで、制度活用の促進につなげることが考えられる。

5) 環境 CB ファンドの運営主体

ファンド運営による収益性が期待できない中で、ファンドの無限責任組合員となる投資会社には、このファンドの社会的意義を理解できる適切な事業者を選定する必要がある。また、この投資会社による環境 CB への経営支援のポテンシャルが高いと判断される場合は、環境 CB 支援組織との役割分担を見直し、投資会社に対して環境 CB の経営支援に必要なコストを補助することを検討すべきである。

6) 環境 CB 支援組織の取りまとめ主体

支援対象の選定や経営支援の実施を継続的に実施するためには、こうした業務に精通した取りまとめ機関を特定し業務上の連携を行う必要がある。また、ファンドへの出資にあたって、環境省からの直接的な出資が難しいことも想定し得るため、こうした場合においては何らかのとりまとめ機関を介した出資を行う等の方策も検討が必要である。

7) 補助金の給付先

パターン1による環境 CB 支援ファンドの運用を行なう場合、環境省からは、環境 CB 支援ファンドに対して出資金を提供することと、環境 CB 組織を経営面から支援する組織に対して補助金を提供すること、という二種類の資金が拠出されることになる。従って、制度（特に行政機構からの資金提供の流れ）が若干複雑になる。

一つの方法として、出資金の一部は投資会社の管理報酬として差し引かれることから、補助金は投資会社を介さずに、環境 CB 支援組織に給付する方法が考えられる。また、別の方法として、出資金は全額投資に回すこととし、ファンドの管理報酬と環境 CB の経営支援に要するコストを投資会社への補助金として一本化し、経営支援の実績に応じて投資会社から支援組織に費用を支払う仕組みも考えられる。

また、過年度（平成 19 年度・20 年度）調査からは、現状のわが国の環境 CB には、いわゆる中間支援組織等の支援機関のみならず、経営支援を行なう専門人材や類似の活動を行う CB、コミュニティ・ファンドへの出資者等がボランティアで支援に関っている事例など、様々な主体の支援を受けている例が見られるが、どこまでを当環境 CB 支援ファンドによる補助金の対象とすべきか、検討が必要である。

環境 CB の支援コストを公的に補助することの必要性は高いといえるが、環境 CB 支援ファンドのスキームにおいて補助金の給付を行なうべきかどうかについては、再度検討が必要である。

8) 地方自治体との役割分担

上記案のような国主導でのファンド創設ではなく、ファンド創設の意欲のある地方自治体を募集し、国が側面的に支援する方法も考えられる。但し、本調査からは、過去の他省庁における地方自治体向けコミュニティファンド創出支援策について、実際にファンド創設に至った事例が少ないことがわかった。地方自治体側にイニシアチブが求められる結果となる

ため、主体的に活動する地方自治体の発掘等も含め、導入上の留意が必要である。

(2) パターン2の場合

1) 補助金の交付先

本案では、アメリカ CDFI 基金の制度を参考として、金融機関等における融資先環境 CB の審査にかかる追加的費用、又は融資後のフォローアップや経営支援の費用負担を軽減するために、環境 CB へ融資を行う金融機関等を補助金の交付先としたものである。

一方で、金融機関等に協力する中間支援組織に対して補助金を交付する方策も、考えることが出来る。施策目的に適った補助金の交付方法について検討が必要である。

2) 金融機関等に対する補助金

金融機関等に対して、費用軽減のための補助金を交付することは、環境 CB の資金調達を促す上で影響力のある方法といえるが、一方でこうした優遇策が行き過ぎることによるモラルハザードにも警戒しなければならない。補助金を融資原資等に充てることについては、施策のメリットとデメリットを慎重に評価して進める必要がある。

3) 金融機関等の選定における考え方

補助金の交付先として、環境 CB へ融資を行う金融機関、NPO バンク、匿名組合等を評価・選定方法を検討する必要がある。まず制度設計として、アメリカ CDFI 基金のように、資金的支援を行なう金融機関（主体）を選定し補助の対象とするのか、個別の環境 CB を対象とした融資（事業）に対して補助金を交付するののかについて、制度の目的適合性、効率性等の観点から検討が必要である。

環境 CB の事業評価や経営支援のポテンシャルを適切に評価し活用することに配慮すべきである。具体的な審査の観点や審査方法については、アメリカ CDFI 基金等の先行事例を参考に、できる限り厳格で明快な判断基準を検討する必要がある。

3.3 環境 CB への投融資に対する保証制度

3.3.1 環境 CB への金融機関等からの融資に対する保証

(1) 施策の必要性

金融機関が環境 CB に対する融資を行う際の最大の懸念の一つとして、貸し倒れリスクが挙げられる。特に NPO 法人に関しては、信用保証協会による債務保証制度の対象外であるという制度的な背景もあり、昨年度の検討会等においても、この点についての改善を求める意見が聞かれた。一般に、環境 CB の多くは担保力が乏しい上に、金融機関から事業内容や返済能力等について理解を得ることが難しいとされる。こうした状況を踏まえ、環境 CB に対する金融機関からの融資の促進策が求められている。

(2) 概要

環境 CB への金融機関や NPO バンクからの融資に対して、制度的に債務保証をつけることで融資の促進を図る。まず、環境省が債務保証に係る出資金を拠出し基金を設立、基金運営主体が事業者からの申し込みにより、債務保証を決定する。債務保証の決定にあたっては、まず環境 CB が債務保証を申込み、基金運営主体が審査後に債務保証を決定、それを受けて環境 CB が金融機関へ融資を申し込むという順序とする。

図表 2-34 債務保証の仕組み（案）



（資料）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(3) 想定される効果

1) 環境 CB

債務保証によって金融機関等からの融資を受けやすくなる。また、債務保証申込等の支援対象の選定のプロセスで、事業計画が充実され、事業内容や返済能力について第三者からの理解が深まることが期待される。

2) 金融機関・NPO バンク等

環境 CB への融資リスクが軽減され、地域の環境 CB の育成、又は環境 CB という新たな顧客の開拓という目的が達成しやすくなる。

(4) 論点

1) 既存の環境 CB 向け債務保証制度とのすみわけ

NEDO「新エネルギー利用等債務保証制度」では、NPO 法人を含めた事業者による新エネルギー事業への債務保証が実施されている（H24 年度まで）。また、いくつかの地方自治体では独自に CB 向け債務保証制度を導入する例も見られる。よって、新たな制度設計においては、債務保証の決定方法、対象とする資金使途、融資規模、融資者、及び環境 CB の事業内容等について既存制度との棲み分けが必要である。

<主な棲み分けのポイント>

- ・ 対象金額
(地方自治体による債務保証の多くは 1,000 万未満。NEDO 制度は 20 億円以内。)
- ・ 対象事業
(地方自治体による債務保証の多くは NPO 法人に限定。NEDO 制度は、新エネルギー利用事業者。)
- ・ 保証条件
(NEDO 制度では、融資決定・貸付実施後に債務保証が決定される。)

2) 環境 CB の審査

NEDO の制度では、金融機関による審査結果をもって債務保証の審査が行われるため、債務保証の審査が比較的簡便にできるといえる。これに対し、本案では、金融機関による融資決定の前に債務保証を決定することを目指しているため、このための審査の主体及び方法について検討が必要である。

3) 保証割合

金融機関によるモラルハザードを防ぎ、融資規律が働く水準に設定する必要がある。類似制度の保証割合を参考に検討すべき。

4) 制度利用の促進策

地方自治体による債務保証制度では、利用実績が少ない事例が比較的多く見られた。債務保証という制度自体が受身的な性格をもつことから、制度の有効性を高めるための工夫が必要である。具体的には、中間支援組織等との連携等により、資金需要のある環境 CB を適切に発掘し、環境 CB 事業者に当該融資制度が適しているかについて判断した上で、債務保証制度の活用を促す等、本制度のニーズを持つ環境 CB の発掘方法を検討すべき。

3.3.2 環境 CB の経営リスクを軽減する仕組み

(1) 施策の必要性

環境 CB の安定的な事業運営のためには、経営リスクを低減するため、必要に応じて保険に加入することが一つの方策といえる。特に、再生可能エネルギー等の大型設備の運転を伴う事業においては、天災等の偶発的なリスクに備えることが重要な経営課題である。

しかし、小規模の環境 CB の支払う保険料は、大規模事業者と比較すると割高となるのが現状であり、小規模の環境 CB にとって、損害保険への加入環境は未だ未整備の状況といえる。そこで、環境 CB の保険加入の負担軽減措置を講じることにより、CB 事業者の経営リスクを低減し、ひいては資金支援者に対する安心感の提供を促進することができると考えられる。

(2) 概要

環境 CB のうち、安定的な事業運営に保険加入が必要と考えられる事業分野であり、事業規模が小さいことにより保険料負担が困難な事業者を特定し、偶発的な事故等による営業上の損失補償を目的とした保険加入にかかる費用の一部に対して補助金を交付する。これにより、事業上のリスクを低減し、安定的なキャッシュフローが維持されることが期待される。

(3) 主にメリットを享受する主体

1) 環境 CB

事業リスク軽減のための保険加入に対する補助が得られることでコスト削減につながる。

2) 資金支援者

環境 CB の保険加入の促進により事業リスクが軽減されることで、投融資に伴うリスクも低減され、資金支援に参加しやすくなる。

(4) 論点

1) 優遇対象とする環境 CB の特定

事業リスクを軽減するための保険加入は、事業を行う上で当然のことと捉えることもできる。他の事業者との公平性を保つため、真に支援の必要な環境 CB を特定し、制度の対象とすることが必要である。

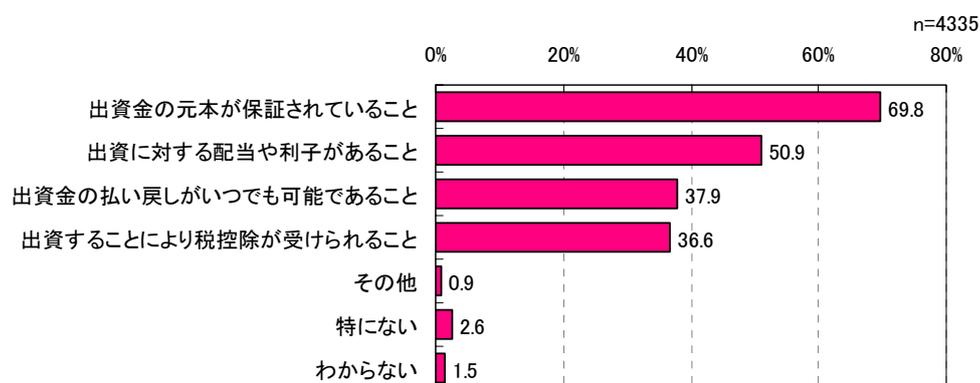
3.4 環境 CB への出資に対する税制優遇

3.4.1 施策の必要性

昨年度調査からは、社会的事業への出資経験のない市民でも、出資意向をもつ層は一定数（40%程度）あり、出資における経済的条件として 36%の回答者が「出資に伴う税控除があること」としている。

図表 2-35 社会的事業に対する出資の経済的条件

問：あなたが社会的事業に対して出資するとしたら、以下の経済的な条件のうち、何を重視して出資先を選びますか。（社会的事業に「出資したいと思う」又は「条件があえば出資したいと思う」と回答した人のみ対象としたアンケートに対する回答）



（資料）環境省・MURC（2009）

また、これまで市民出資によって資金調達を行ってきた環境 CB 事業者からは、出資者を開拓する難しさが課題に挙げられており、税制優遇による環境 CB への市民からの出資に対する優遇措置が出資の促進に繋がると考えられる。

3.4.2 概要

個人投資家による環境 CB への投資額に応じた所得税の控除を行う。控除額については、エンジェル税制に準じ、例えば下記のような案が考えられる。

- （投資額－5,000 円）をその年の総所得金額から控除
- 控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と 1,000 万円のいずれか低い方

➤ 環境 CB の要件

支援に際しては環境 CB の要件を明らかにすることが必要。

これについては、現時点ではエンジェル税制等のすでにある仕組みを軸に、環境保全に資する事業を行う会社に対して税制優遇を行うことを想定している。

具体的な要件は下記。

図表 2-36 環境 CB の要件

<p>I 創業(設立)3年未満の中小企業者であること</p> <p>II 以下の要件を満たすこと</p> <p>ア. 設立経過年数が1年未満かつ最初の事業年度を未経験</p> <p>イ. 設立経過年数が1年以上3年未満で、直前期までの営業キャッシュフローが赤字</p> <p>III 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を 1/6 以上取入れている会社であること</p> <p>IV 大規模法人グループの所有に属さないこと</p> <p>V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと</p> <p>VI 以下の環境保全に資する事業を行う会社であること</p> <p>ア. 再生可能エネルギーの供給に関連した事業</p> <p>イ. 持続可能な建設や都市の開発に関連した事業</p> <p>ウ. 環境負荷低減技術・製品や環境配慮型製品の開発・製造に関連した事業</p> <p>エ. 環境配慮型製品等の小売・卸に関連した事業</p> <p>オ. 持続可能な農林水産業に関連した事業</p> <p>カ. 環境保全に資するサービスに関連した事業</p>
--

➤ 減税対象となる個人投資家の要件

エンジェル税制における個人投資家の要件と同様とする⁶⁴。

3.4.3 主にメリットを享受する主体

(1) 環境 CB

出資者に対する税制優遇が講じられることにより、出資者の拡大が期待できる。

(2) 個人投資家

税制優遇により出資の経済的メリットが高まる。また、税制優遇措置の認知度を高めることで、環境 CB への市民出資に関する理解の促進も期待される。

3.4.4 論点

(1) 優遇対象とする環境 CB の特定

環境 CB の事業内容は多岐にわたるが、税制優遇の対象については明確な判断基準が必要となるため、事業内容によって事業者を特定することとなる。事業者の創意工夫によって多様な環境 CB の創出が期待される一方で、こうした税制優遇の悪用を避けるためには、その事業内容を極めて明確に限定しなければならない。また、エンジェル税制の適用要件のうち、事業者の売上高成長率の要件は外した案としたが、環境 CB の場合は創業(設立)3年未満の中小企業者であることといった要件についても外す方法が考えられる。今後、真に必要な高い環境 CB の事業内容等について明らかにする必要がある。

⁶⁴ I 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること、II 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していないこと

(2) 法人格を持たない匿名組合や有限責任事業組合等の扱い

環境 CB には、有限責任事業組合（LLP）や人格なき社団等、法人格を持たない事業者がいる。また、環境 CB への融資を目的とした匿名組合も法人格をもたない。こうした主体に対する市民からの出資について、本優遇制度での扱いを検討する必要がある。

3.5 その他検討素材と考えられる施策案

その他考えられる施策としては下記が挙げられる。

3.5.1 事業計画の策定支援等のハンズオン支援

環境 CB の課題として、環境保全に資するアイデアやノウハウを保有する一方で、そのビジネスモデルを第三者に説明するための事業計画が未成熟であることが挙げられる。環境 CB の資金調達を促進する上では、長期的に事業継続が可能であることを金融機関や出資者に理解してもらう必要がある。環境 CB の起業及び事業拡大期において、支援人材と環境 CB をマッチングし、事業計画の策定を始めとするハンズオン支援を充実させることが重要といえる。

3.5.2 環境 CB の第三者評価

環境 CB の資金調達における課題として、事業性を評価することの難しさが挙げられる。民間の金融機関による環境 CB への融資が普及していないことの主要因として、通常会社と比較して環境 CB が特殊であり評価ができない又は評価に手間がかかるという問題があるといえる。環境 CB の評価には、「環境事業」と「市民事業」という2つの側面から、安定的な事業運営の可能性（技術的観点からの評価を含む）や将来的な社会的ニーズとの整合性について評価する必要がある。こうした評価のあり方について検討を進め、専門的機関を育成することが望まれる。

3.5.3 環境 CB による情報開示の支援

市民が擬似私募債等の形で直接環境 CB に資金を提供する場合には、資金支援者の判断に足るような事業性に関わる情報を開示することが重要といえる。この場合は、第三者による評価結果よりも、各環境 CB の理念、事業内容、環境面や社会面のパフォーマンス、経営パフォーマンス等の情報を具体的に示すことで、資金支援者の賛同が得られることを目的とすべきであろう。自らの事業に関する情報開示・発信が課題とされる環境 CB に対して、開示を促進する制度づくりや開示方法の指針づくり等の支援施策は有効と考えられる。

3.5.4 利子補給

現在、いくつかの地方自治体においては NPO 法人等を対象とした融資制度が導入されている。金融機関からの借り入れは、環境 CB にとって最も一般的な資金調達方法であると共に、経営資源の乏しい環境 CB にとって利子負担は大きなハードルでもある。環境 CB の事業拡大・発展に関連する資金使途を対象として、利子補給制度を導入することは有効な方策といえる。この施策は、様々な規模及び事業内容の環境 CB に適用できると考えられる。

3.5.5 出資募集等に係る費用への補助

環境 CB が市民からの直接的な出資を募る際に、関連法令に対応するため事業者が支払うべきコストを軽減することで、市民出資の促進を図ることが考えられる。特に、匿名組合契約による一定額以上の出資に際しては、金融商品取引法等に基づき、出資者に対する情報開示や営業者の管理体制の整備等のためのコスト負担が CB 事業者の課題となっている。これらの規制を環境 CB の資金調達に限定して緩和する方法も一案であるが、現実的な対応策としては、出資募集等に係る法令遵守コストの一部に対して補助金を給付する方法が考えられる。この施策は、匿名組合契約等による資金調達を行うような一定規模以上（数千～数億）の環境 CB に適用できると考えられる。

3.5.6 助成財団の基金の環境 CB への運用促進

現在わが国の民間助成財団は、全体で約 2 兆 3 千億円の資産を保有しているとされる⁶⁵。これらの財団による助成により環境CBを含む様々な社会的活動が支えられているが、この基金の運用方法としては国債の購入に充てられる事が一般的であり、運用先としてCBが認識されているとは言えない。

例えば米国では、民間の助成財団が PRI という資金支援方法によって CB を支援する取り組みが見られる。わが国においても、助成財団の基金や運用益の一部を投資という形で環境 CB に回すことにより、新たな資金循環の仕組みが創出できると考えられる。

3.5.7 環境パフォーマンスに応じた優遇制度

環境 CB が生み出す価値を定量的に評価し、その価値を経済メカニズムの中に組み込むという社会全体の価値変革についても、将来的に検討すべき施策として挙げられる。環境パフォーマンス指標としては、例えば、環境 CB の活動により社会全体として削減された CO₂ 排出量が考えられる。削減された CO₂ 排出量の評価に際しては、環境パフォーマンス評価に関する既往調査検討の結果を活用した上で、気候変動問題以外の環境領域への貢献に対しても適切な評価がなされるよう配慮が必要である。こうした施策は、環境 CB 支援という枠組みに留まらず、様々な事業者や主体による環境保全の促進策として捉えることができる。

⁶⁵ 公益財団法人助成財団センターによる調査対象の 742 助成財団の資産合計額。2008 年度末。
<http://www.jfc.or.jp/bunseki/research2009.pdf> (2010.3.31)

(参考文献)

- ・労働金庫研究所（2004）「RESEARCH 第 15 号特集・NPO 施策と労働金庫」労働金庫研究所
- ・RIETI(2007)「平成 18 年度 NPO 法人の活動に関する調査研究(地方自治体調査)報告書」、独立行政法人経済産業研究所、株式会社産業立地研究所
- ・シーズ(2003)「地方自治体の NPO 支援策等に関する実態調査」（千葉県委託調査）、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会
- ・中田（2009）「全訂版 非営利法人の税務と会計」、中田ちず子、財団法人 大蔵財務協会
- ・中島（2008）「LLC・LLP の制度・会計・税務＜第 2 版＞」、中島 祐二、中央経済社
- ・公益法人税務会計研究会（2009）『公益法人の運営実務と税務・会計』ぎょうせい
- ・経済産業省（2008）「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会最終報告書」
- ・文部科学省科学技術政策研究所（2009）「イノベーションシステムに関する調査報告書 第 5 部ベンチャー企業環境 報告書」、文部科学省科学技術政策研究所
- ・EPA（2008）「Guidebook of Financial Tools: Paying for Environmental Systems」、US. Environmental Protection Agency Office of the Chief Financial Officer Environmental Finance Program
- ・フォード財団（2009）「2008 Annual Report」